

大槌町老人福祉計画 介護保険事業計画



ごとプラン 8

(令和3年度～令和5年度)

「O(まる)ごとプラン」の「O」は、高齢者の笑顔と当町のキャラクターマーク「おおちゃん」をイメージしたものです。本計画は高齢者に関する保健・福祉の施策を「まるごと」視野に入れた総合的計画として位置づけ、「O(まる)ごとプラン」とネーミングされています。

令和3年3月
大槌町

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
(1) 根拠法令など.....	3
(2) 他計画との関係.....	4
3 計画の期間.....	5
第 2 章 高齢者を取り巻く現状	6
(1) 人口の推移.....	6
(2) 高齢者のいる世帯の状況.....	7
2 介護保険事業の状況.....	8
(1) 被保険者数の推移.....	8
(2) 要支援・要介護認定者の推移.....	9
(3) 介護給付費の状況.....	11
(4) 第 7 期介護保険事業費の計画値と実績値.....	12
(5) これまでの岩手県内市町村の介護保険料の推移.....	14
3 アンケート調査結果.....	15
(1) 調査対象・調査方法など.....	15
(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（リスク判定結果など）.....	16
(3) 在宅介護実態調査.....	20
(4) 介護保険サービス提供事業者調査.....	24
(5) 高齢者を取り巻く課題.....	28
4 高齢者及び要支援・要介護認定者の推計.....	30
(1) 高齢者の将来推計.....	30
(2) 被保険者数の見込み.....	31
(3) 要支援・要介護認定者の推計.....	32
第 3 章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念.....	33
2 計画の基本目標.....	34
3 計画の体系.....	35
4 日常生活圏域の設定.....	36
第 4 章 介護予防と社会参加の推進	37
1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実.....	37
(1) 介護予防・生活支援サービス事業.....	37
(2) 一般介護予防事業.....	40
2 社会参加と生きがいづくりの推進.....	44
(1) 高齢者の生きがいと健康づくり.....	44
(2) 生涯学習の推進.....	44
(3) 老人クラブの育成と活動支援.....	44
(4) 交流促進と敬老事業.....	45
(5) 高齢者の就労支援.....	46

第5章	安心して暮らすための環境の充実	47
1	地域共生社会の実現に向けた取組	47
2	地域包括支援センターの機能強化	48
(1)	地域包括支援センター機能の充実	48
(2)	包括的支援事業	49
(3)	任意事業	52
(4)	介護人材の確保に向けた取組の推進	53
3	地域ケア会議の推進	53
4	安心・快適な住まいの確保と居住環境の向上	55
(1)	住宅改修相談支援	55
(2)	福祉用具利用の促進	55
(3)	バリアフリー化の推進	55
(4)	高齢者の多様な住まいについて	56
(5)	福祉施設の確保（介護保険法定外）	56
5	在宅医療・介護連携の推進	57
(1)	在宅医療・介護連携の推進	57
(2)	医療情報ネットワークの推進	58
6	認知症施策の推進	59
(1)	普及・啓発、本人発信支援	60
(2)	認知症の予防推進	61
(3)	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	61
(4)	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	62
7	多様な生活支援の展開	64
(1)	生活支援コーディネーターの配置	64
(2)	生活支援基盤体制整備事業（協議体）の設置	64
(3)	町独自の生活支援サービス	65
8	支え合いの促進と災害・感染症対策の体制整備	67
(1)	地域支え合い意識の醸成	67
(2)	高齢者のための防犯・交通安全対策	67
(3)	防災対策・災害時対応の充実	67
(4)	感染症対策の推進	68
(5)	重層的支援体制整備事業	68
第6章	介護保険サービスの充実	69
1	居宅サービス系サービスの見込み量と提供体制	69
(1)	居宅サービス/介護予防サービス	69
(2)	地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス	78
(3)	居宅介護支援	82
2	施設系サービスの見込み量と提供体制	83
(1)	施設サービス	83
3	サービスの質の向上と利用支援	86
(1)	サービスの質の向上	86
(2)	制度及びサービスの周知	86
(3)	苦情への対応	86
(4)	事業者との連携	86
(5)	近隣市町村との連携	87

4	制度のより良い運用	87
(1)	介護給付等費用適正化	87
5	介護保険事業費と保険料	88
(1)	介護サービス総給付費の見込み	88
(2)	介護保険料の算出の流れと保険料負担割合	91
(3)	保険料の算定	93
第7章	計画の推進	95
1	計画の推進体制の整備	95
(1)	計画の調和と情報提供	95
(2)	関係機関との連携による施策の推進	95
2	計画の進行管理	95
(1)	計画の点検・評価	95
資	料	96
1	大槌町介護保険事業運営協議会設置要領	96
2	大槌町介護保険事業運営協議会委員名簿	98

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

▼高齢化の進展を見据えた地域包括ケアシステムの推進

介護保険制度は、その創設から20年が経過し、事業所数も増え、サービス利用者は500万人に達するなど、高齢者の生活の支えとして定着してきました。

その一方、令和7（2025）年にはいわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となるほか、令和22（2040）年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。

本町においても、年々高齢化率が上昇し、令和元年では、37.2%となっています。こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら十分なサービスを確保していくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくことが求められます。

さらに、住み慣れた地域で、高齢者が自らの能力に応じてできる限り自立して生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に合わせて推進していくことが重要になっています。

▼地域共生社会を目指した体制づくり

地域包括ケアシステムは、高齢者に対するケアを想定していますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、自立した生活を支援するという考え方は、障がい者、子どもと子育て家庭、生活困窮者などに対する支援にも応用することができます。

その考え方に基づき、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会を「地域共生社会」と言います。

地域共生社会の実現に向け、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を総合的かつ効果的に解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村に求められています。

▼本町における第8期計画の策定

本町では、「高齢者のための〇（まる）ごとプラン7」（以下「前計画」という。）において、基本理念「高齢者が安心して生きがいを持って暮らし続けられる地域社会の実現」を目指し、様々な取り組みを進めてきました。

前期計画の計画期間が終了することに伴い、各種施策の見直しを行い、今後の高齢者福祉・介護施策の方向性を明らかにし、事業を円滑に実施していくための指針として、新たに高齢者のための〇（まる）ごとプラン8」（以下「本計画」）を策定します。

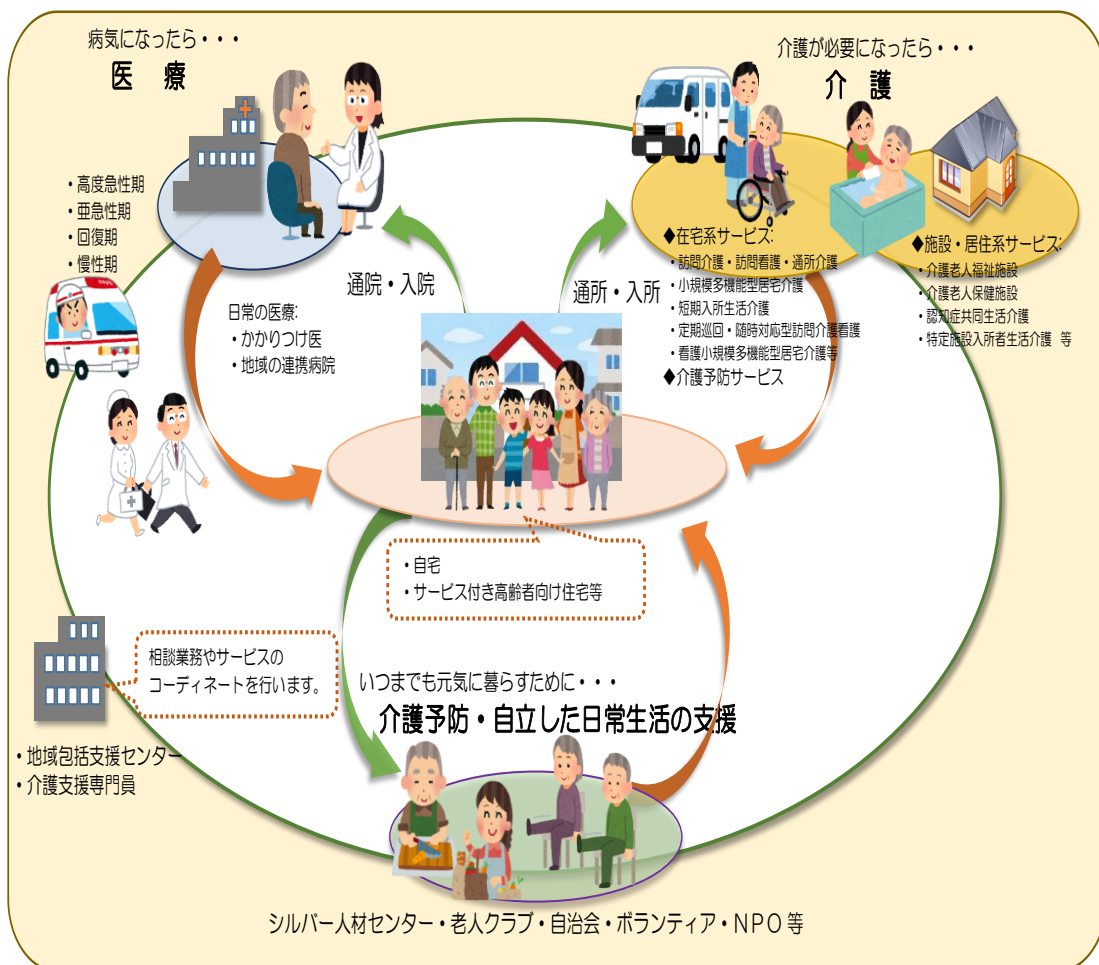
地域包括ケアシステムとは

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的かつ包括的に提供される社会的な仕組みを指します。

本計画では、日常生活上で支援の必要な高齢者が増える中で、これまで以上に地域包括ケアシステムを活性化させるために、国が示した基本方針等を踏まえながら、更なる医療・介護・予防の一体的な提供、多様な生活支援を、地域で活動する多様な担い手との協働による支え合いにより推進していく必要があります。

そのために、町民の自助的な健康づくり・介護予防、地域で活動する様々な担い手との協働とコーディネート、保健福祉部門に留まらない関係各課及び多様な関係機関との情報と目的を共有した連携など、それぞれの立場における役割を結び付け、取り組みの効果を総合的に高めていく仕組みづくりを目指します。

〇地域包括ケアシステムのイメージ



2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令など

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者の福祉に関する「高齢者福祉計画」と、介護保険法第117条に規定する介護サービスの給付に関する「介護保険事業計画」を一体的に作成するものです。

老人福祉法や介護保険法に基づく、国の施策の方向性を踏まえ、これまでの事業の見直しや新たな視点で、本町における福祉・介護サービスの目標数値（サービス必要量の見込み）及びその実現に向かっての基本方針を明らかにし、高齢者施策を総合的に推進します。

■介護保険事業計画

介護保険のサービスの見込量と提供体制の確保と事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎ともなります。さらに、要介護状態になる前の高齢者も対象とし、介護予防事業、高齢者の自立した日常生活を支援するための体制整備、在宅医療と介護の連携、住まいの確保などについて定める計画です。

■高齢者福祉計画

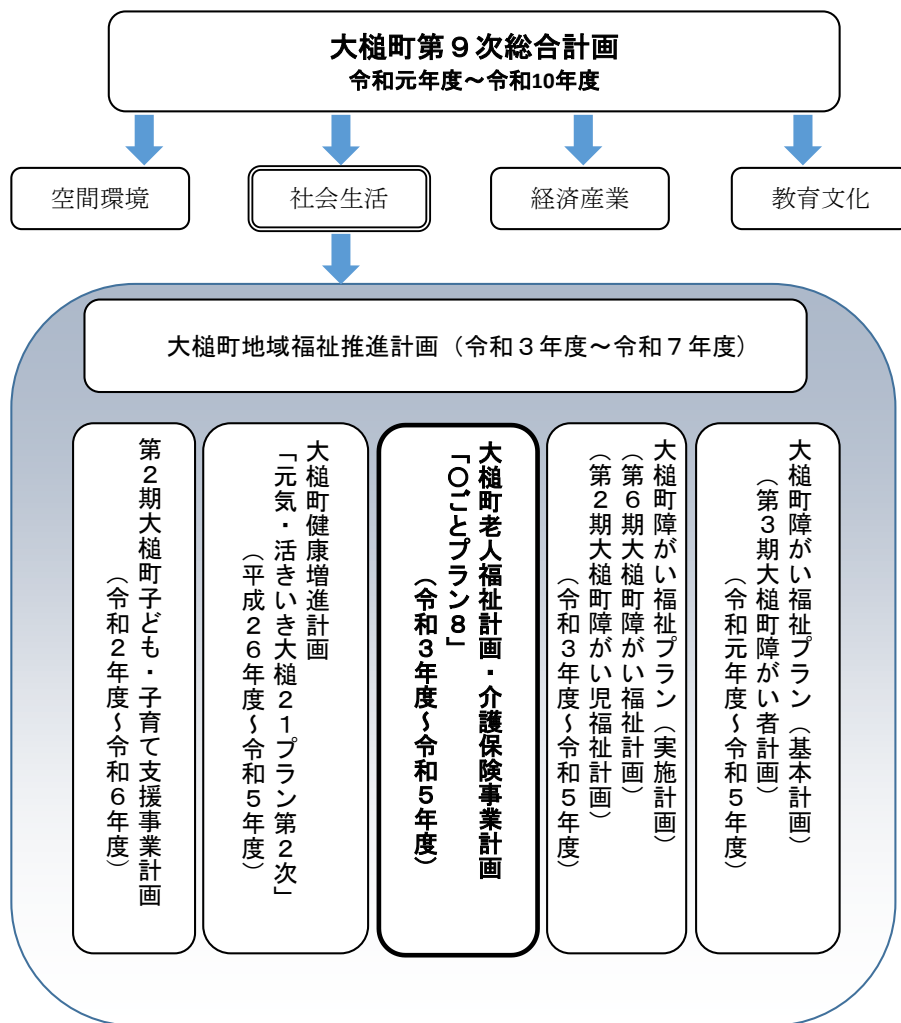
地域における高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。

(2) 他計画との関係

大槌町第9次総合計画及び地域福祉推進計画との整合性を図り、かつ社会生活に関する計画と調和のとれたものとします。

本計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして作成するものであり、町全体を1つの日常生活圏域として設定し、本町の高齢者福祉・介護施策を推進する実施計画であるとともに、地域住民、事業者、行政それぞれの行動指針となるものです。

■他計画との関係図



3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間としていますが、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年度、団塊ジュニア世代が65歳となる、令和22（2040）年度を見据え、地域包括ケアシステムの推進と持続可能なサービス基盤、人的基盤の整備を図ります。

■計画の期間

平成30 年 度	令和元 年 度	令和2 年 度	令和3 年 度	令和4 年 度	令和5 年 度	令和6 年 度	令和7 年 度	令和8 年 度
第7期 介護保険事業計画 (平成30年度～令和2年度)					本計画			
			第8期 介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度)					
						第9期 介護保険事業計画 (令和6年度～令和8年度)		

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 大槌町の状況

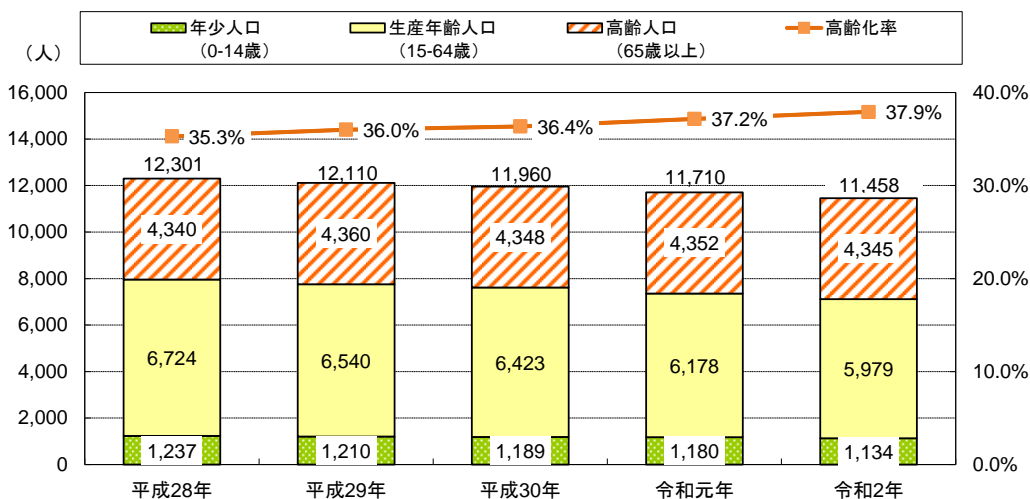
(1) 人口の推移

① 人口と構成比の推移

本町では、65歳以上の高齢人口が横ばい傾向で推移しているものの、0歳～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少し、高齢化率が上昇しています。

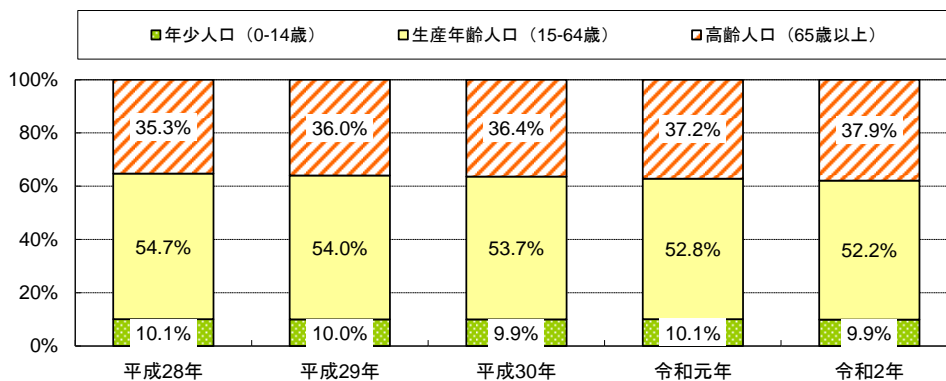
令和2年の総人口は11,458人、高齢化率は37.9%となっています。

■ 年齢3区分人口推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

■ 年齢3区分人口構成比の推移

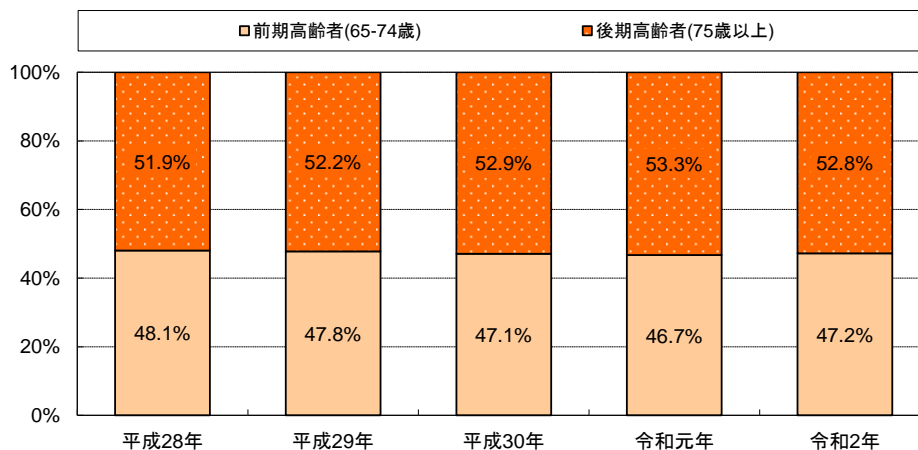


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

②前期・後期高齢者の割合

本町の高齢者数を65歳以上75歳未満の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者の区分で見ると、常に後期高齢者数の比率が高くなっています。

■前期・高齢者の割合



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

(2) 高齢者のいる世帯の状況

国勢調査から本町の世帯数の推移をみると、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯の比率は増加しており、平成27年では高齢単身世帯が14.6%、高齢夫婦世帯が11.2%となっています。

■世帯数の推移

	平成17年	平成22年	平成27年
全世帯数	5,821世帯	5,679世帯	4,769世帯
65歳以上の親族のいる世帯 (対全世帯数比)	3,217世帯 55.3%	3,314世帯 58.4%	2,659世帯 55.8%
高齢者単身世帯 (対全世帯数比)	616世帯 10.6%	750世帯 13.2%	695世帯 14.6%
高齢夫婦世帯 (対全世帯数比)	536世帯 9.2%	621世帯 10.9%	532世帯 11.2%

※高齢夫婦世帯は世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫および妻の年齢が65歳以上の世帯

資料：国勢調査

2 介護保険事業の状況

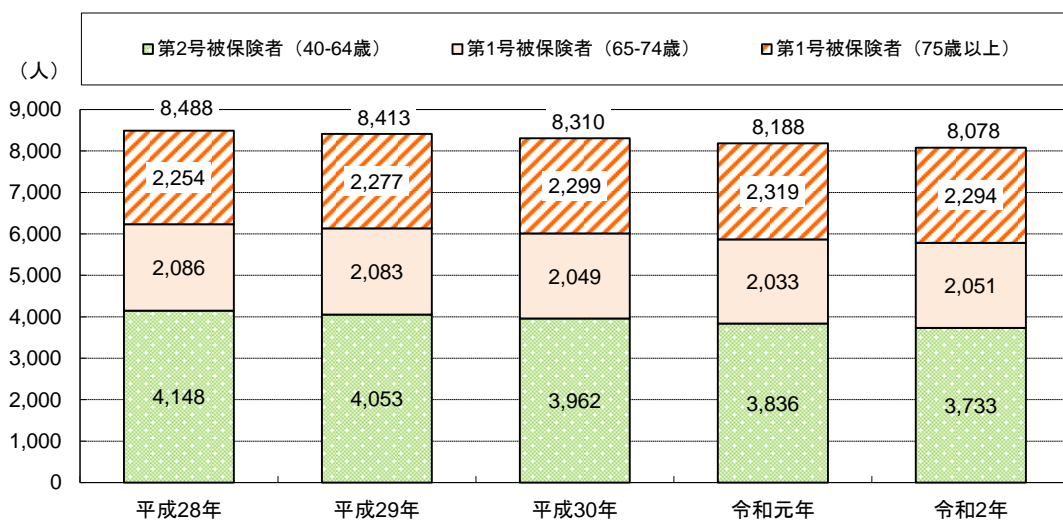
(1) 被保険者数の推移

本町の介護保険被保険者数は令和2年では8,078人となっています。

被保険者種別と年齢区分から被保険者数の増減をみると、第1号被保険者の75歳以上の階層は平成28年以降、増加傾向で推移しています。また、65～74歳については、平成28年以降減少傾向で推移しています。

第2号被保険者の40～64歳は、年々減少傾向で推移しています。

■被保険者数の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

(2) 要支援・要介護認定者の推移

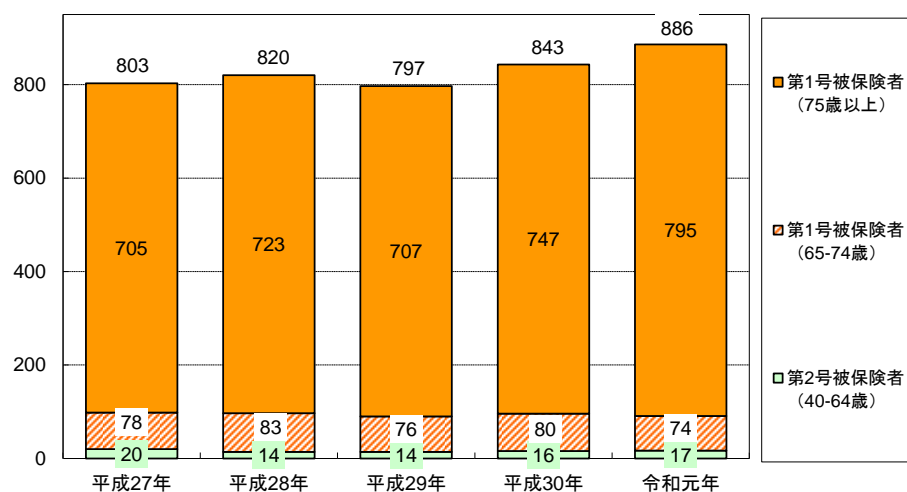
①被保険者種類別の認定者数の推移

本町の平成27年からの要支援・要介護認定者数の推移をみると、増加傾向で推移しています。

また、被保険者種別及び年齢区分から認定者数をみると、第1号被保険者のうち75歳以上の方が8割以上を占めています。

■要支援・要介護認定者数の推移

(人)



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

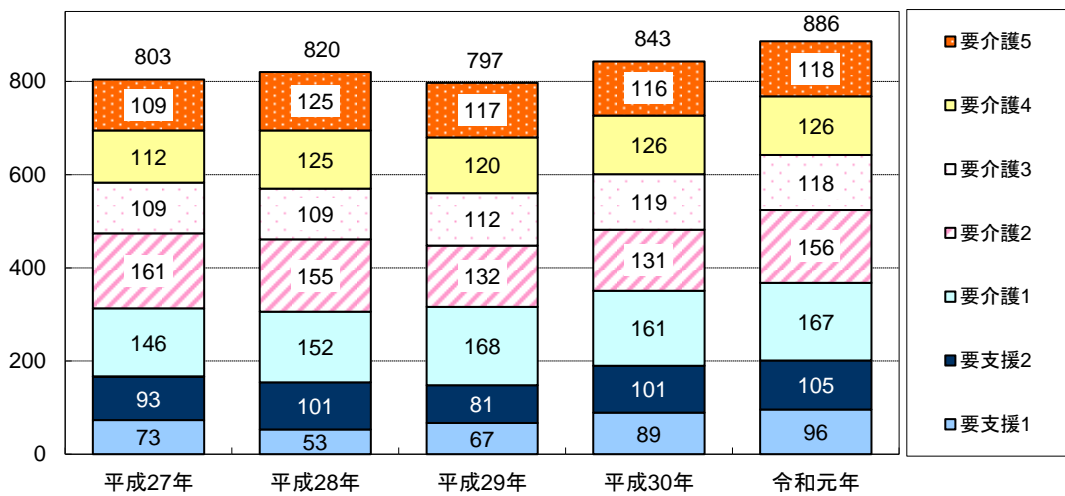
②要介護度別の認定者数の推移

要介護等認定者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和元年では886人で、特に要介護2の増加が目立っています。

また、要介護度別の構成比をみると、令和元年では要介護1の構成比が18.8%と最も高い比率を占めています。全体的には、要支援者の割合は、2割ほどとなっており、要介護1、2の認定者が全体の4割近くを占めています。

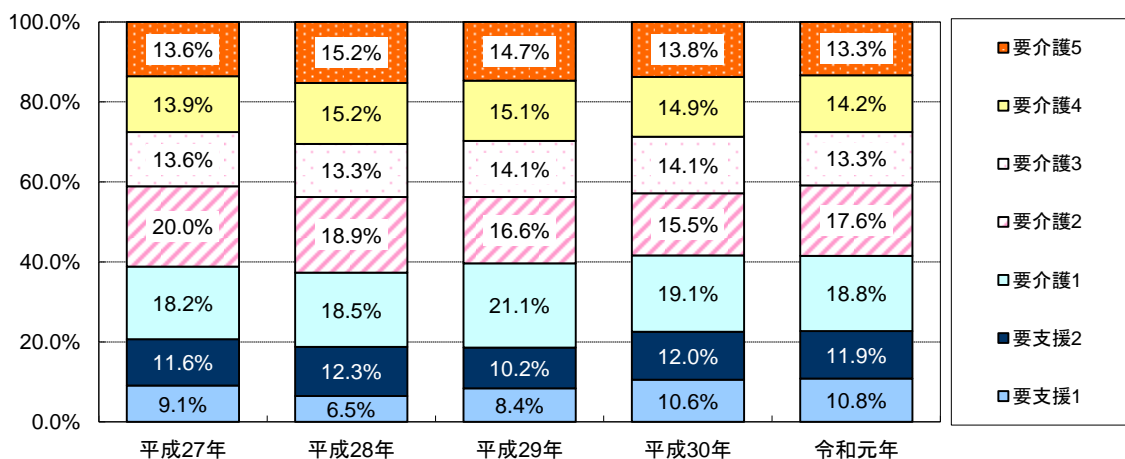
■要支援・要介護認定者数の推移

(人)



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

■要支援・要介護度別構成比



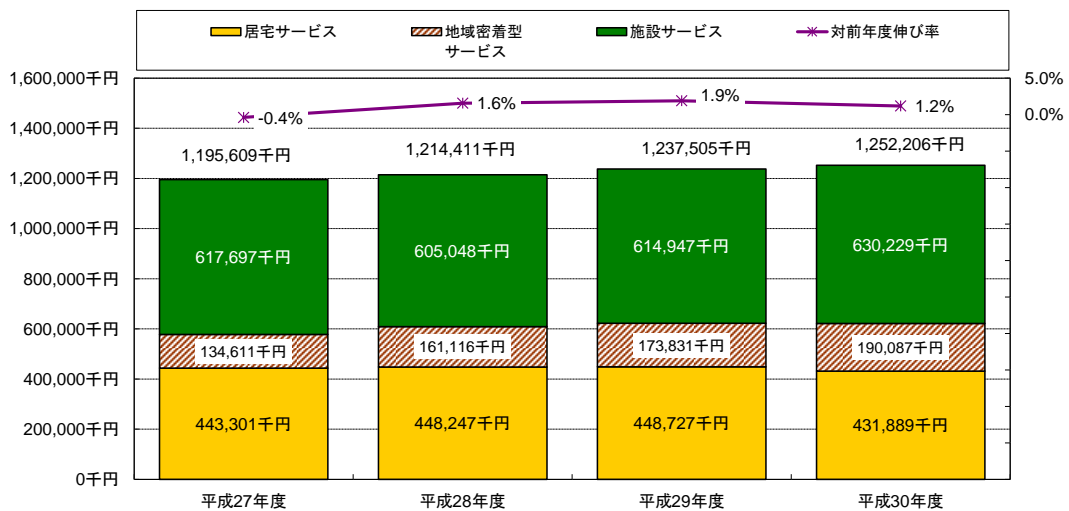
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

(3) 介護給付費の状況

本町の介護保険給付費について、前年度からの伸び率をみると平成27年以降、増加傾向となっています。

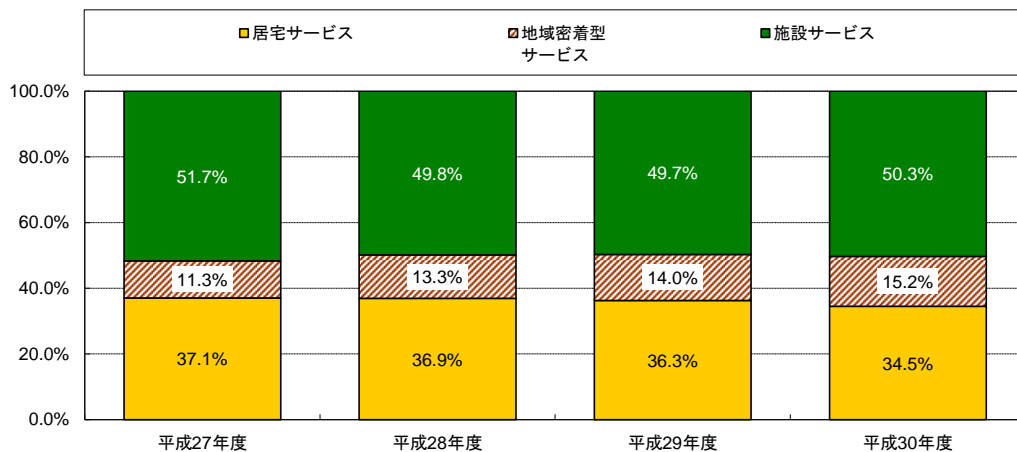
また、給付費の構成比については、各年とも施設サービス給付費割合が最も多く、平成30年度は施設サービス給付費割合が全体の5割を占めています。

■介護保険総給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告（年報）

■介護保険総給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告（年報）

(4) 第7期介護保険事業費の計画値と実績値

①介護予防給付

介護予防サービス全体（予防給付）の計画値と実績値をみると、平成30年度は計画値の93.4%、令和元年度は81.8%で推移しています。

■介護予防サービスの計画値と実績

(単位：千円)

	平成30年度			令和元年度		
	計画目標値	実績値	計画対比	計画目標値	実績値	計画対比
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	-	0	0	-
介護予防訪問看護	4,132	2,896	70.1%	4,155	2,493	60.0%
介護予防訪問リハビリテーション	893	1,632	182.8%	898	1,605	178.7%
介護予防在宅療養管理指導	0	70	-	0	129	-
介護予防通所リハビリテーション	8,796	8,871	100.9%	8,844	6,224	70.4%
介護予防短期入所生活介護	330	330	100.0%	1,461	1,420	97.2%
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	434	-	0	599	-
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	0	0	-
介護予防福祉用具貸与	2,333	1,774	76.0%	2,858	1,955	68.4%
特定介護予防福祉用具購入費	598	556	93.0%	598	400	66.9%
介護予防住宅改修	2,173	470	21.6%	2,173	856	39.4%
介護予防特定施設入居者生活介護	1,084	629	58.0%	1,090	1,257	115.3%
地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	932	2,459	263.8%	937	1,789	190.9%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	-	0	0	-
介護予防支援	3,125	2,671	85.5%	3,366	2,851	84.7%
合計	24,396	22,791	93.4%	26,380	21,578	81.8%

②介護給付

介護サービス全体の計画値と実績値をみると、平成30年度は計画値の99.4%、令和元年度は97.9%で推移しています。

■介護サービスの計画値と実績

(単位：千円)

	平成30年度			令和元年度		
	計画目標値	実績値	計画対比	計画目標値	実績値	計画対比
居宅サービス						
訪問介護	82,494	77,503	94.0%	86,161	79,847	92.7%
訪問入浴介護	17,023	10,934	64.2%	19,116	8,831	46.2%
訪問看護	17,509	17,393	99.3%	19,914	15,804	79.4%
訪問リハビリテーション	7,541	5,207	69.0%	8,456	6,527	77.2%
居宅療養管理指導	2,205	2,498	113.3%	2,421	2,547	105.2%
通所介護	74,116	70,014	94.5%	74,639	76,988	103.1%
通所リハビリテーション	50,293	54,817	109.0%	51,477	51,654	100.3%
短期入所生活介護	49,619	56,481	113.8%	51,273	64,669	126.1%
短期入所療養介護（老健）	30,940	14,972	48.4%	34,056	15,882	46.6%
短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	0	0	-
福祉用具貸与	25,896	34,738	134.1%	28,859	35,128	121.7%
特定福祉用具購入費	3,824	1,503	39.3%	5,998	1,867	31.1%
住宅改修費	3,824	3,534	92.4%	5,998	1,757	29.3%
特定施設入居者生活介護	15,150	11,319	74.7%	15,232	6,647	43.6%
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	-	0	0	-
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	49,770	49,658	93.4%	50,754	49,049	96.6%
認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-
小規模多機能型居宅介護	68,244	65,759	96.4%	68,613	63,159	92.1%
認知症対応型共同生活介護	74,272	72,212	97.2%	84,392	73,092	86.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	-	0	0	-
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
施設サービス						
介護老人福祉施設	355,722	316,262	88.9%	357,643	337,041	94.2%
介護老人保健施設	254,203	309,432	121.7%	255,576	302,030	118.2%
介護医療院	0	0	-	0	0	-
介護療養型医療施設	0	4,536	-	0	4,546	-
居宅介護支援	54,756	50,604	92.4%	57,368	54,181	94.4%
合計	1,237,401	1,229,375	99.4%	1,277,946	1,251,242	97.9%

(5) これまでの岩手県内市町村の介護保険料の推移

第7期計画期間の大槌町の保険料額は、県内 24 保険者中 13 番目です

■岩手県内市町村の保険料の推移

(単位：千円)

	第6期保険料 基準額（月額）	第7期保険料 基準額（月額）	保険料基準額 の伸び率
西和賀町	6,100	8,100	32.8%
田野畑村	5,992	6,700	11.8%
矢巾町	5,700	6,500	14.0%
紫波町	5,942	6,480	9.1%
岩泉町	5,900	6,400	8.5%
雫石町	5,694	6,360	11.7%
住田町	6,000	6,300	5.0%
宮古市	5,900	6,250	5.9%
陸前高田市	6,000	6,200	3.3%
盛岡市	6,174	6,174	0.0%
盛岡北部行政事務組合	5,747	6,126	6.6%
北上市	5,170	6,110	18.2%
大槌町	5,492	6,072	10.6%
二戸地区広域行政事務組合	6,070	6,070	0.0%
滝沢市	5,765	6,030	4.6%
久慈広域連合	5,420	5,970	10.1%
一関地区広域行政組合	5,191	5,962	14.9%
花巻市	5,506	5,959	8.2%
大船渡市	5,010	5,480	9.4%
遠野市	4,995	5,425	8.6%
山田町	5,000	5,377	7.5%
釜石市	5,030	5,329	5.9%
奥州市	5,000	5,200	4.0%
金ヶ崎町	5,400	5,200	-3.7%

3 アンケート調査結果

令和元年度に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を実施した調査結果を抜粋して掲載します。

(1) 調査対象・調査方法など

①調査対象

調査票種別	対象者	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護認定者を除く 65歳以上の高齢者	1,000件	653件	65.3 %
在宅介護実態調査	要支援・要介護認定者	104件	104件	100 %
介護サービス提供事業所調査	町内のサービス提供事業所	16件	16件	100 %

②調査方法

調査票種別	調査方法
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	郵送による配布・回収
在宅介護実態調査	要介護・要支援認定調査時に実施・回収
介護サービス提供事業所調査	郵送による配布・回収

③調査の実施時期

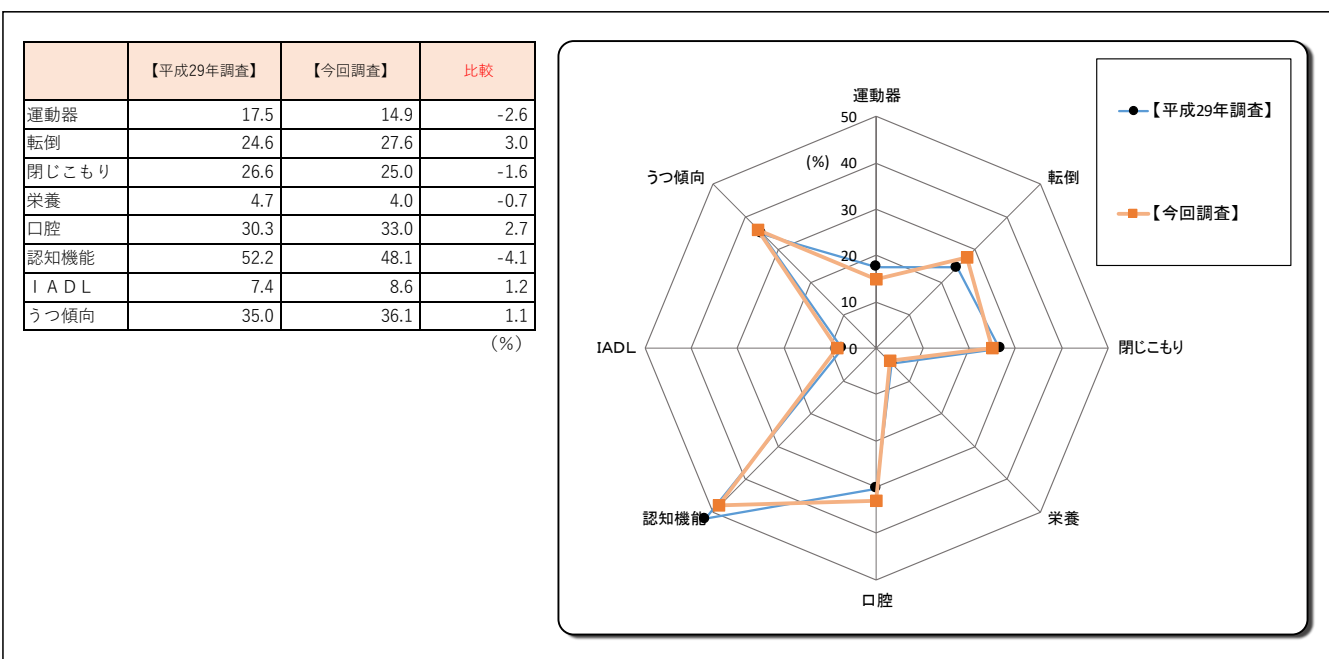
調査票種別	調査の実施時期
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和元年 12月18日～令和2年2月29日
在宅介護実態調査	令和元年 10月10日～令和2年2月29日
介護サービス提供事業所調査	令和2年9月25日～令和2年10月12日

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（リスク判定結果など）

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、①運動器の機能、②転倒、③閉じこもり傾向、④栄養状態、⑤口腔（咀嚼）機能、⑥認知機能、⑦IADL※、⑧うつ傾向のリスク分析を行いました。

①リスク判定結果

■リスク該当者数



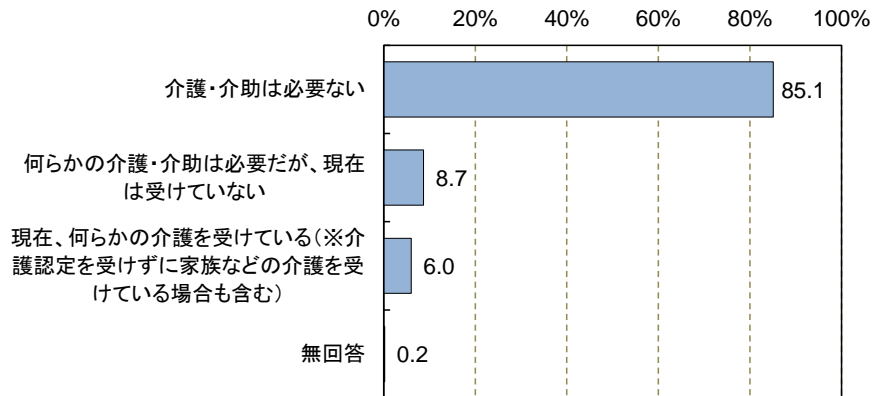
今回の調査においてのリスク該当者は、①運動器の機能低下リスクが14.9%、②転倒リスクが27.6%、③閉じこもり傾向が25.0%、④栄養状態が4.0%、⑤口腔（咀嚼）機能リスクが33.0%、⑥認知機能リスクが48.1%、⑦IADLの低下が8.6%、⑧うつ傾向リスクが35.0%となっています。

平成29年に実施した調査と比較すると、転倒リスク、口腔（咀嚼）機能リスク、IADL低下リスク、うつ傾向リスクの該当者が増加しています。

※IADL：外出や買物、洗濯など、自立した日常生活を送るために必要な能力

② 介護・介助の必要性

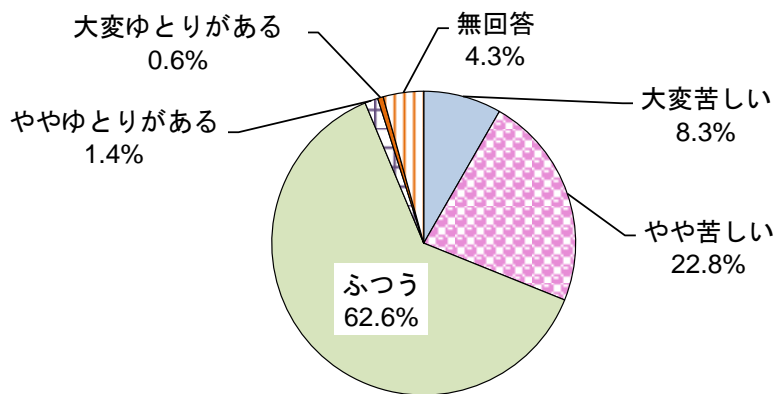
普段の生活で介護・介助を必要とするかについては、「介護・介助は必要ない」が85.1%で最も多く、以下、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が8.7%、「現在、何らかの介護を受けている」が6.0%となっています。



③ 経済的状況

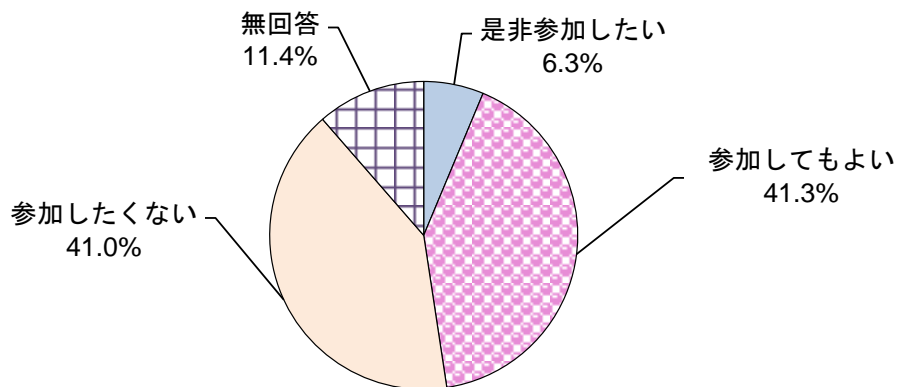
現在の暮らしの状況では、「ふつう」が62.6%で最も多く、以下、「やや苦しい」が22.8%、「大変苦しい」が8.3%、「ややゆとりがある」が1.4%と続いています。

大別して、『生活が苦しいと感じる割合』（「やや苦しい」と「大変苦しい」の合計）は31.1%を占めています。



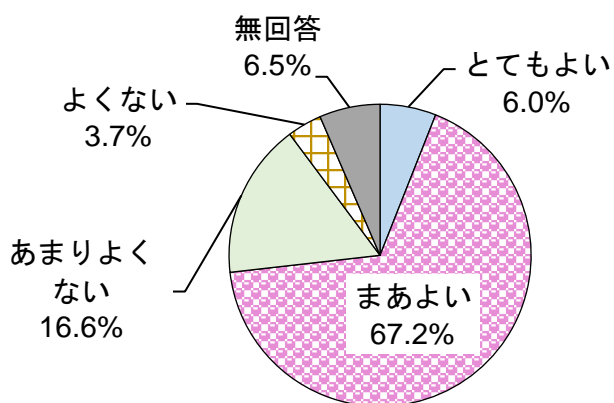
④地域活動への参加意欲

地域住民による活動に参加者として参加してみたいかについては、「参加してもよい」が41.3%で最も多く、以下、「参加したくない」が41.0%、「是非参加したい」が6.3%となっています。



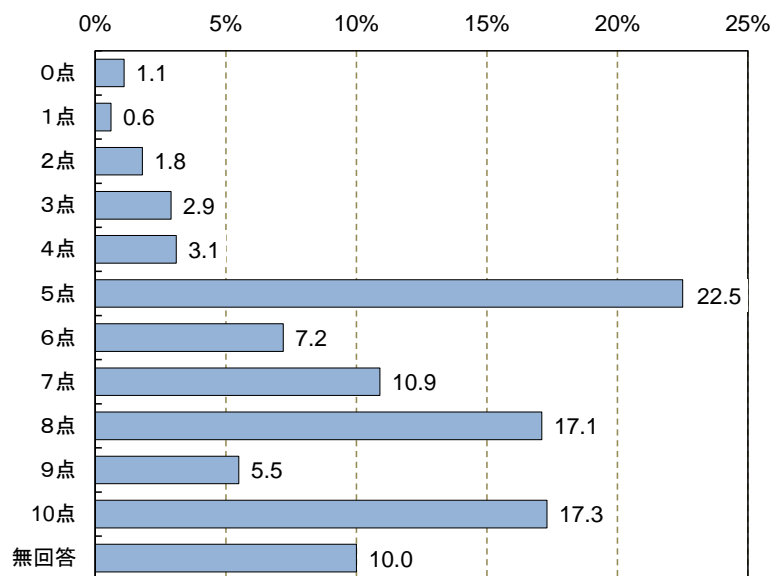
⑤現在の健康状態（主観的健康観）

現在の健康状態については、「まあよい」が67.2%で最も多く、以下、「あまりよくない」が16.6%、「とてもよい」が6.0%、「よくない」が3.7%となっています。



⑥現在、どの程度幸せか（主観的幸福観）

現在、どの程度幸せかを点数で尋ねたところ、「5点」が22.5%で最も多く、以下、「10点」が17.3%、「8点」が17.1%、「7点」が10.9%などとなっており、5点以上の回答が8割を超えています。

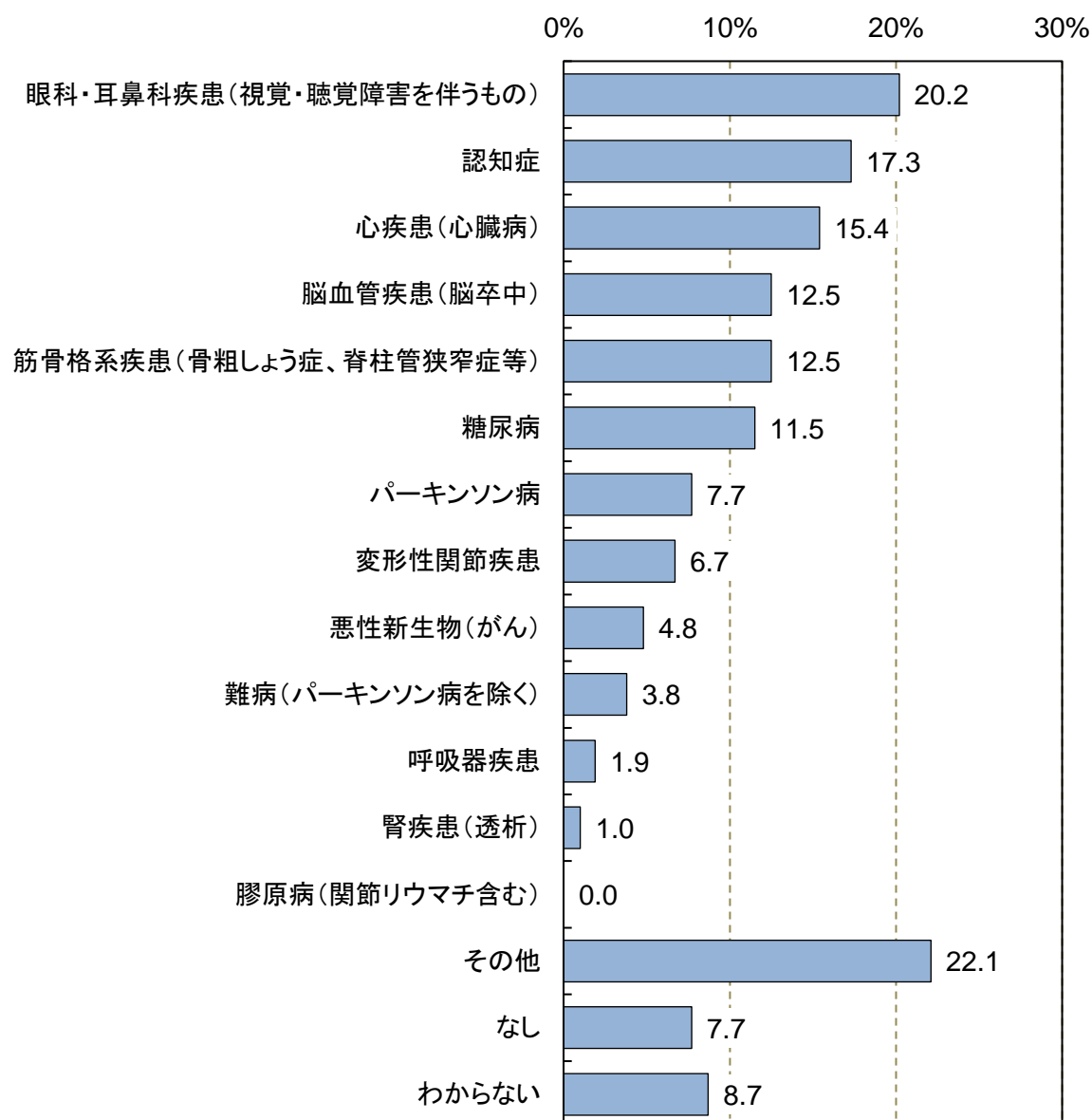


(3) 在宅介護実態調査

①現在抱えている疾病

現在抱えている傷病は、「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」が20.2%と最も多く、次いで「認知症」（17.3%）、「心疾患（心臓病）」（15.4%）となっています。

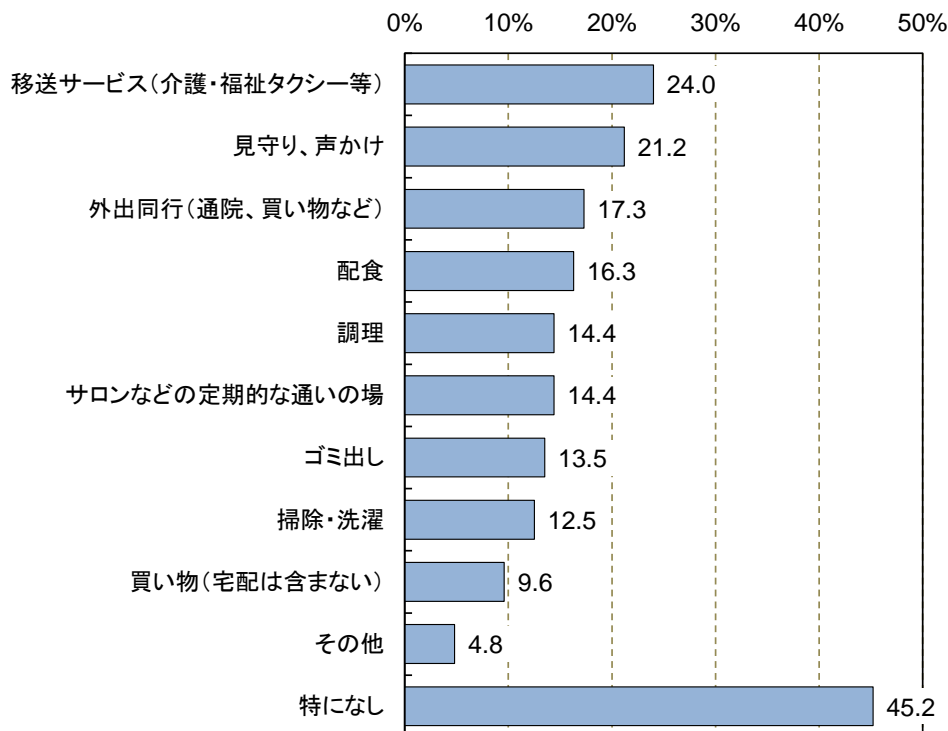
■現在抱えている疾病



②在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）は、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 24.0%で最も多く、次いで「見守り、声かけ」（21.2%）、「外出同行（通院、買い物など）」（17.3%）となっています。

■在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて

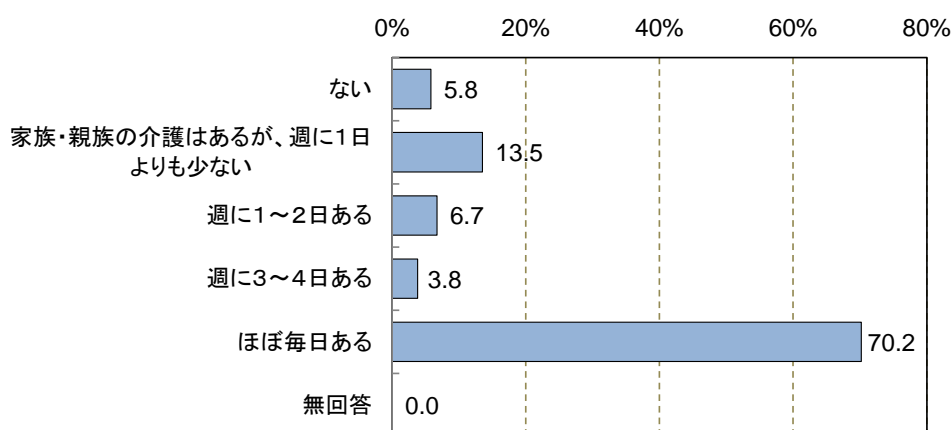


③ご家族やご親族の方からの介護について

家族やご親族の方からの介護が、週にどのくらいあるかは、「ほぼ毎日ある」が70.2%となっています。その他、「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」(13.5%)、「週に1～2日ある」(6.7%)、「週に3～4日ある」(3.8%)となっており、9割以上が家族や親族からの介護を受けています。

また、5.8%が「ない」と回答しています。

■家族やご親族の方からの介護について

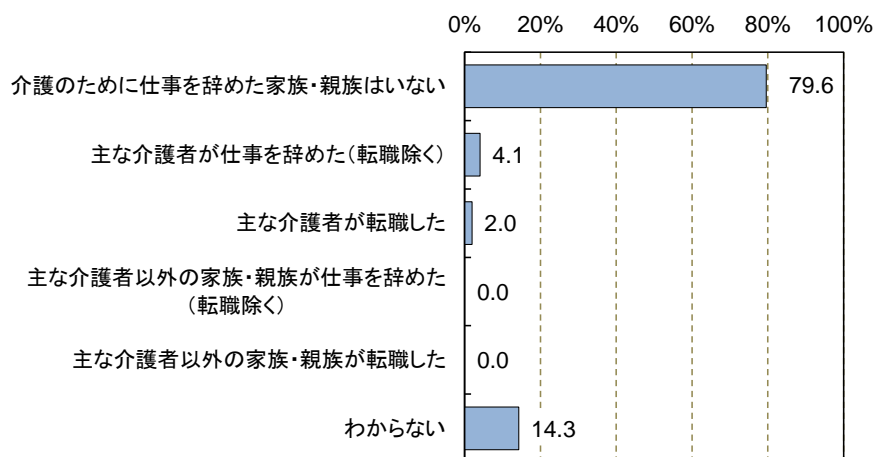


④介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるか

家族や親族の中で、介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるかは、79.6%が「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と回答しています。

その他、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」(4.1%)、「主な介護者が転職した」(2.0%)となっており、介護を理由として離職や転職した家族や親族が6.1%います。

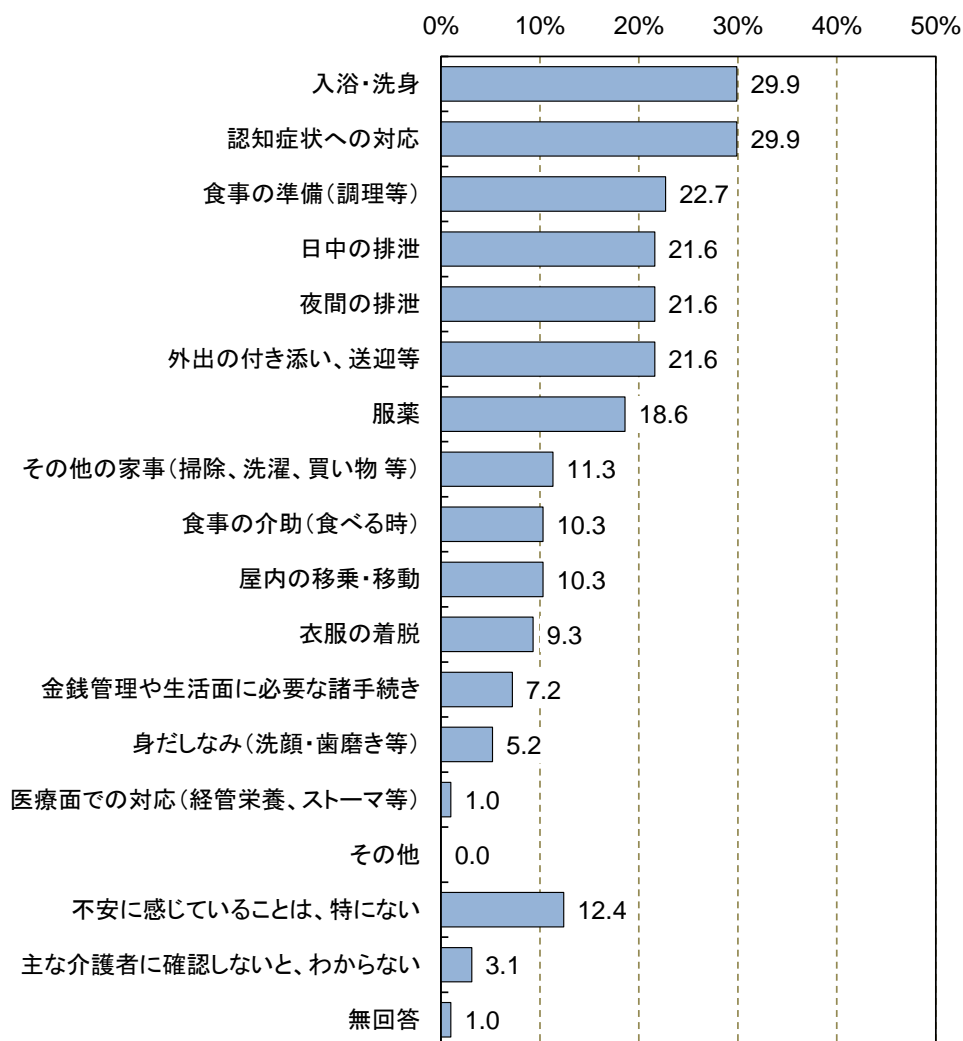
■介護を理由とした離職などについて



⑤主な介護者の方が不安に感じる介護等について

主な介護者が不安に感じる介護等の内容は、「入浴・洗身」、「認知症状への対応」が、ともに29.9%で最も多く、次いで「食事の準備」(22.7%)、「夜間の排泄」、「夜間の排泄」、「外出の付き添い、送迎等」(ともに21.6%)となっています。

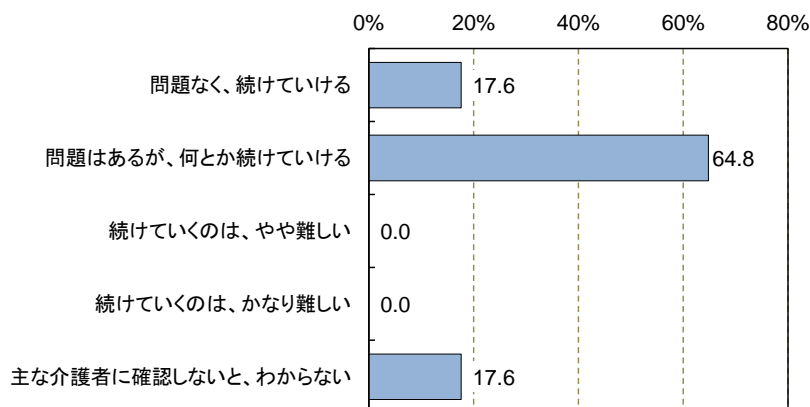
■主な介護者の方が不安に感じる介護等



⑥今後も働きながら介護を続けていけそうか

今後も働きながら介護を続けていけそうか尋ねると、「問題なく、続けていける」(17.6%)、「問題はあるが、何とか続けていける」(64.8%)を合わせると82.4%が続けていけると回答しています。

■今後も働きながら介護を続けていけそうか



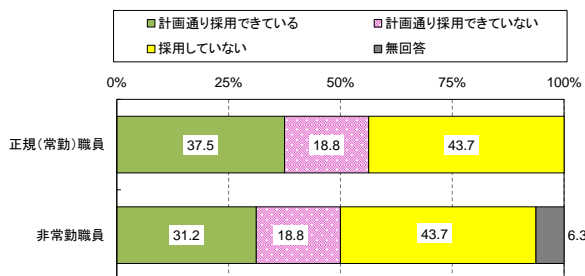
(4) 介護保険サービス提供事業者調査

①職員の採用と定着について

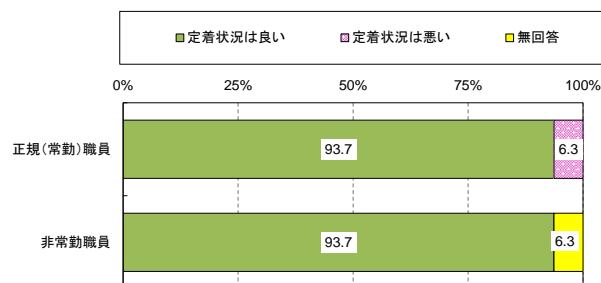
職員の採用状況は、正規(常勤)職員、非常勤職員ともに「採用していない」が最も多く、「計画通り採用できていない」はともに18.8%となっています。

また、職員の定着状況については、9割以上が「定着状況は良い」と回答しています。

■職員の採用について



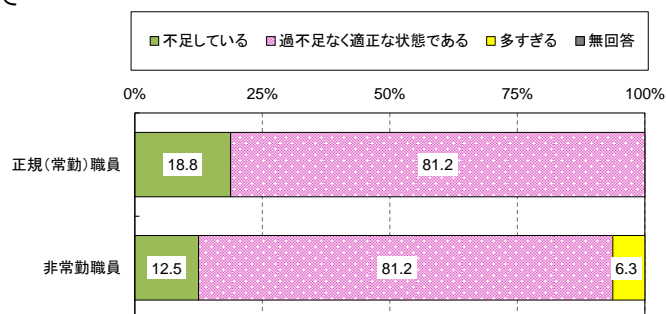
■職員の定着について



②職員の過不足について

職員の過不足については、正規（常勤）職員、非常勤職員ともに「過不足なく適正な状態である」が最も多く、「不足している」は正規（常勤）職員で18.8%、非常勤職員で12.5%となっています。

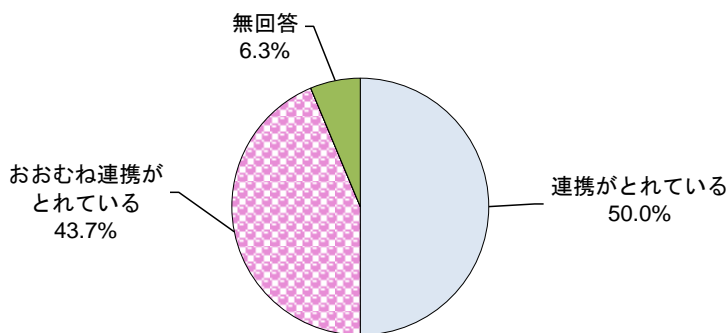
■職員の過不足について



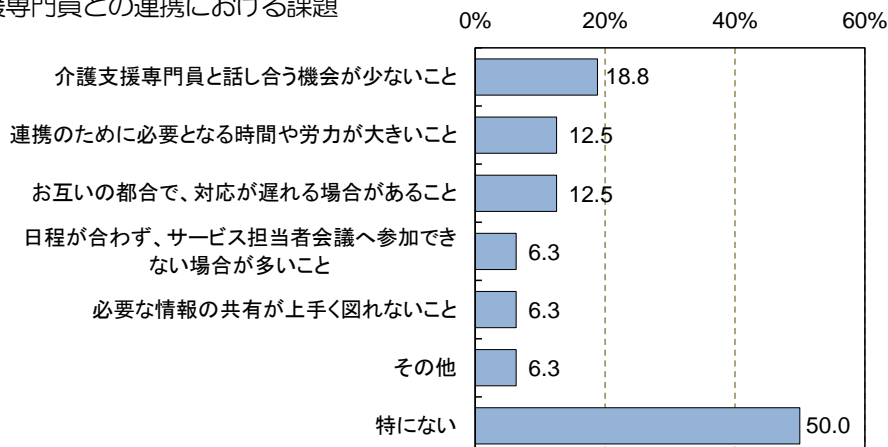
③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携について

介護支援専門員との連携については、「連携がとれている」が50.0%、「概ね連携がとれている」が43.7%となっています。また、連携における課題については、「介護支援専門員と話し合う機会が少ないこと」が18.8%でもっとも多くなっています。

■介護支援専門員との連携について



■介護支援専門員との連携における課題

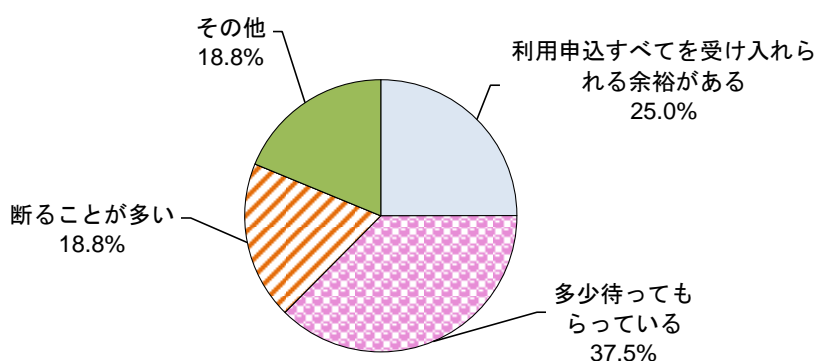


④事業所のサービス提供状況

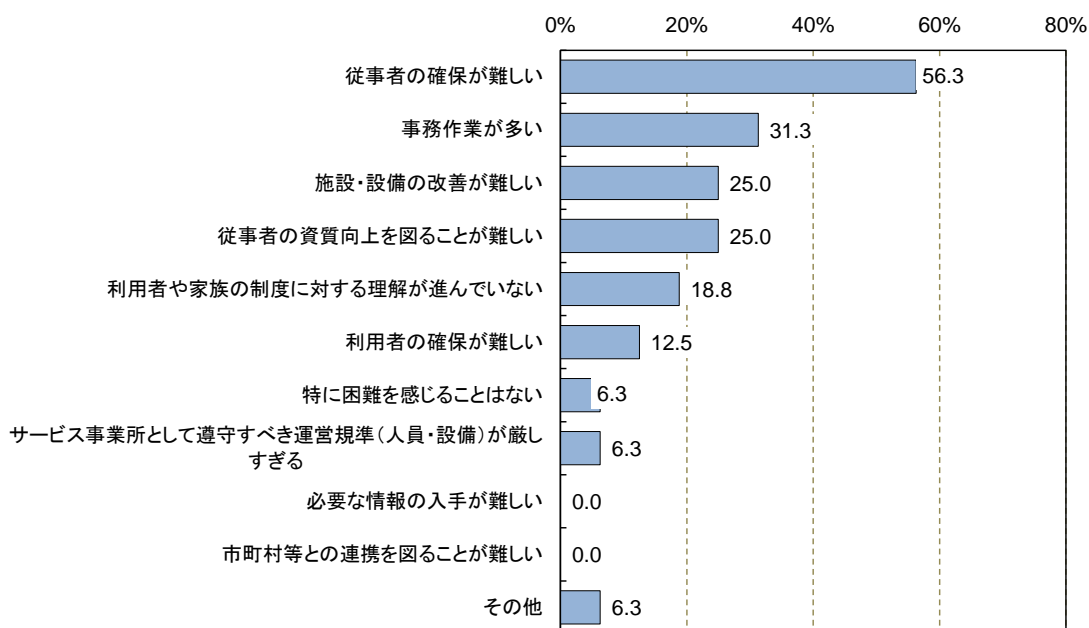
事業所のサービス提供の状況については、「多少待ってもらっている」が37.5%と最も多く、次いで「利用申込すべてを受け入れられる余裕がある」(25.0%)となっています。「断ることが多い」は18.8%となっています。

事業を円滑に運営していくための課題としては、「従事者の確保が難しい」が56.3%と最も多く、次いで、「事務作業が多い」(31.3%)、「施設・設備の改善が難しい」、「従事者の資質向上を図ることが難しい」(ともに25.0%)となっています。

■サービスの提供状況



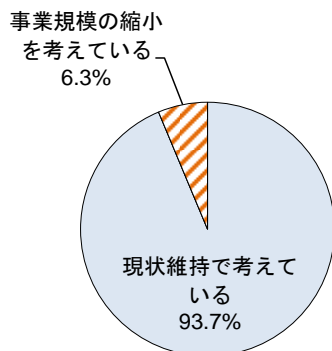
■事業運営上の課題



⑤今後の事業展開

今後の事業の展開については、「現状維持で考えている」が 93.7%、「事業規模の縮小を考えている」が 6.3%となっています。事業拡大や新規参入を検討している事業所はありませんが、「専門職の採用があれば事業拡大を検討する」という回答がありました。

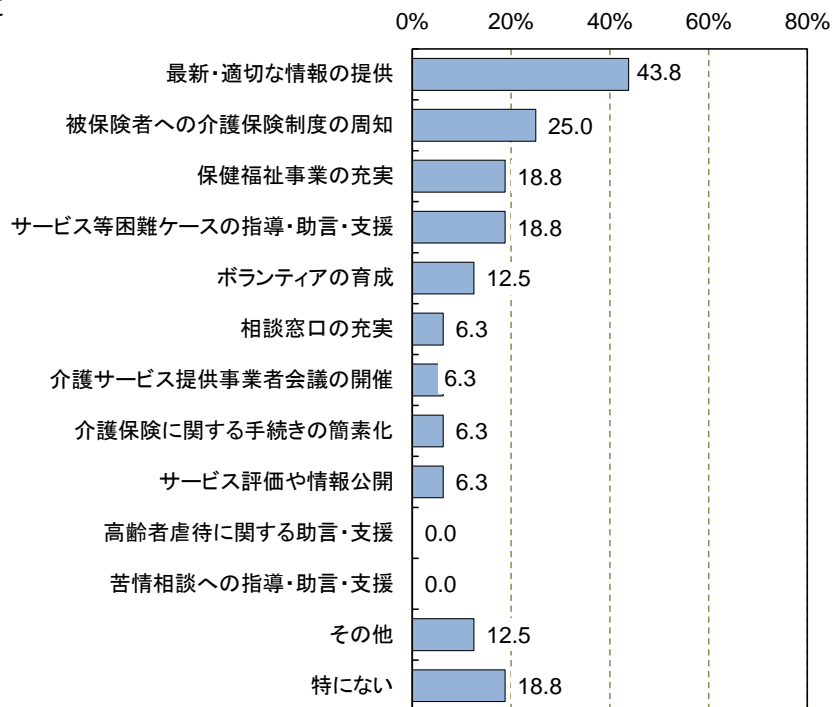
■事業展開



⑥行政に望むこと

行政に望むことについては、「最新・適切な情報の提供」が 43.8%と最も多く、次いで「被保険者への介護保険制度の周知」(25.0%)、「保健福祉事業の充実」、「サービス等困難ケースの指導・助言・支援」(ともに 18.8%) となっています。

■行政に望むこと



(5) 高齢者を取り巻く課題

①介護予防・健康づくり

生活機能の低下リスクの該当状況は、「認知機能」が48.1%、「うつ傾向」が36.1%、「口腔機能」が33.0%などとなっています。また、「転倒」に関しては、前回（平成29年調査）と比較し3.0%増加しています。

そのため、さらなる高齢化社会を迎えるにあたって、高齢になっても健康で元気な生活を続けることができるよう、心身の生活機能の低下を防ぐフレイルの防止をはじめとした介護予防の取り組みを高齢者の健康づくりの取り組みと一体的に推進していくことが重要です。

②相談支援体制

本町の高齢者数は横ばいで推移していますが、高齢化率は年々上昇している状況です。

今後、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等への相談も含め、相談窓口の重要性はますます高まっていくことが予測され、相談窓口の強化・充実をさらに深化させていく必要があります。相談先が分からず困っている高齢者等をどのように探知していくかが課題となっています。

また、震災以降、自治会など地域の再編が進んでいる中、地域での支え合いのしくみづくりを進める取り組みも重要となります。

②地域における支援体制

在宅介護実態調査によると、在宅生活を継続するために必要なサービスとして、「移送サービス」や「外出同行」、「見守り・声かけ」、「外出同行」、などが多く挙げられており、外出や身の回りの生活支援が求められています。

一方、ニーズ調査において、地域づくりの参加意向は、約5割の人に参加意向がありました。

地域共生社会の実現に向けて、地域において、公的な支援と民間の支援が一体となって高齢者の暮らしを支えていけるよう、地域住民や組織の主体的な活動を促進し、見守りや日常生活支援の体制づくりを推進していく必要があります。

③高齢者の社会参加による生きがいづくり

高齢者の知識や経験を地域社会に活かし、生きがいを持って生活をおくることができるよう、地域活動やボランティア活動に関する情報発信を行うとともに、活動への参加を促進していく必要があります。

趣味や生きがいづくりの一つとして、生涯学習や老人クラブ、地域活動、サロン等への参加を促し外出を誘導していくことが必要です。

④認知症施策

ニーズ調査によると、本町の高齢者の「認知機能」の低下リスクの該当状況は、4割強となっています。

さらに、在宅介護実態調査においては、主な介護者が不安に感じることとして、「認知症状への対応」が「入浴・洗身」とともに最も多く挙げられています。

認知症高齢者は、今後も増加していくことが見込まれることから、認知症になっても地域において安心して生活できるよう、相談先等の周知を図るとともに、認知症の高齢者と家族を温かく見守る地域づくりを推進していく必要があります。

⑤介護サービス

高齢者が安心して生活を続けるため、高齢者の生活を支える重層的なサービス提供体制の構築が必要です。

介護保険サービスを必要とする高齢者が今後も増加すると見込まれるなかで、高齢者のライフスタイルやニーズも多様化し、高齢者一人ひとりとその家族の生活の実態に適したサービスの提供が求められています。

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者の生活を支援する各種サービスの質と量の充実を図っていく必要があります。

また、サービス事業者においては、行政に望むこととして、「最新・適切な情報の提供」が挙げられています、また、事業の運営上の問題としては多くが「従事者の確保が難しい」を挙げており、各事業者などへの情報の適切な提供方法の検討や介護人材の確保に向けた取り組み、支援を充実していく必要があります。

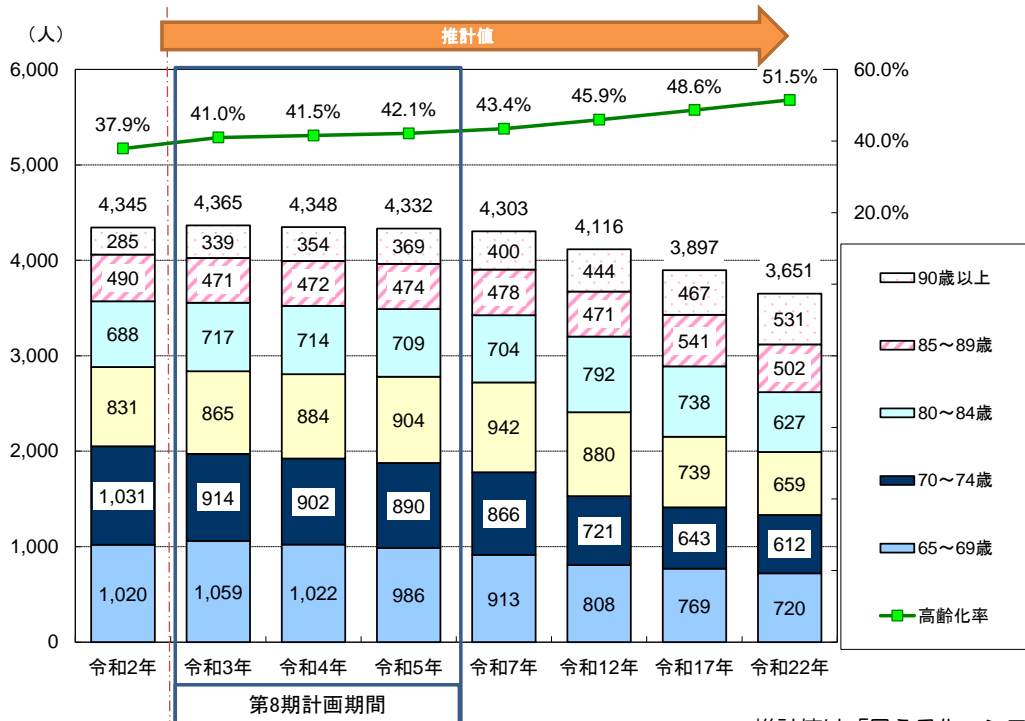
4 高齢者及び要支援・要介護認定者の推計

(1) 高齢者の将来推計

本町の過去の人口変化率の実績値を用いて人口推計を行った結果、計画期間中の高齢者人口は、減少傾向で推移することが見込まれ、令和5年では4,332人と推計されます。

また、第8期計画開始から5年後の令和7年においては、高齢者人口が4,303人、令和22年においては、高齢者は3,651人となる見通しです。

■高齢者人口の推計



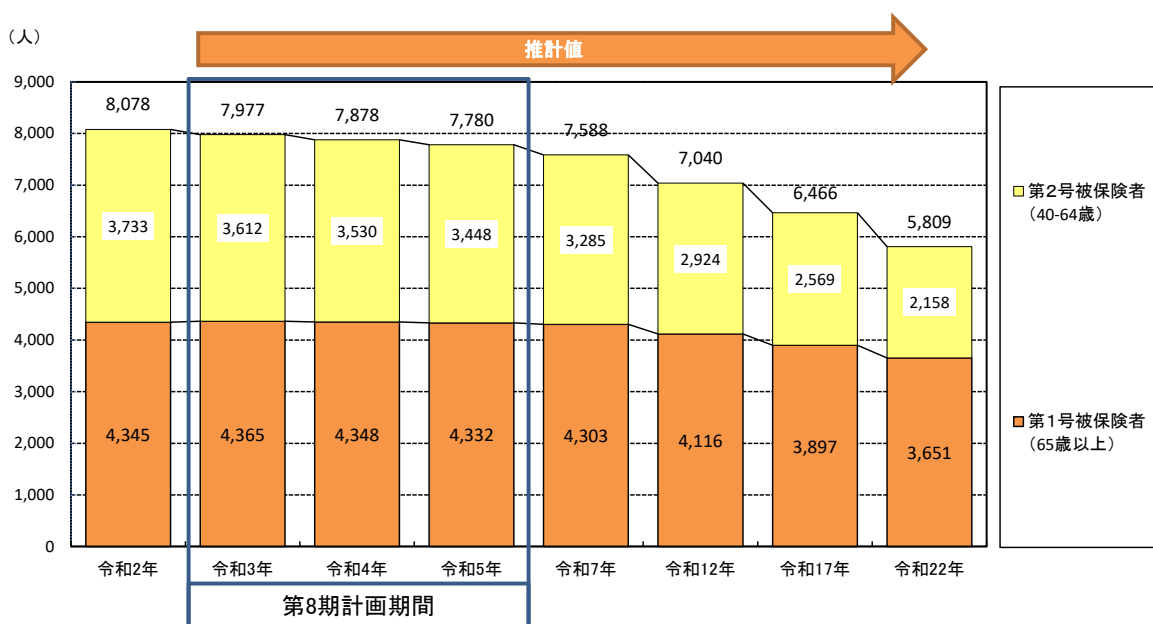
推計値は「見える化」システム参照

(2) 被保険者数の見込み

推計人口から、計画期間中の介護保険の第1号被保険者、第2号被保険者数の今後の増減をみると、65歳以上の第1号被保険者、40歳から64歳の第2号被保険者ともに減少傾向になると見込まれます。

計画期間の最終年度の令和5年には第1号被保険者（65歳以上）が4,332人、第2号被保険者（40歳以上64歳以下）が3,448人、合計で7,780人となることを見込まれます。

■人口の実績値と推計値



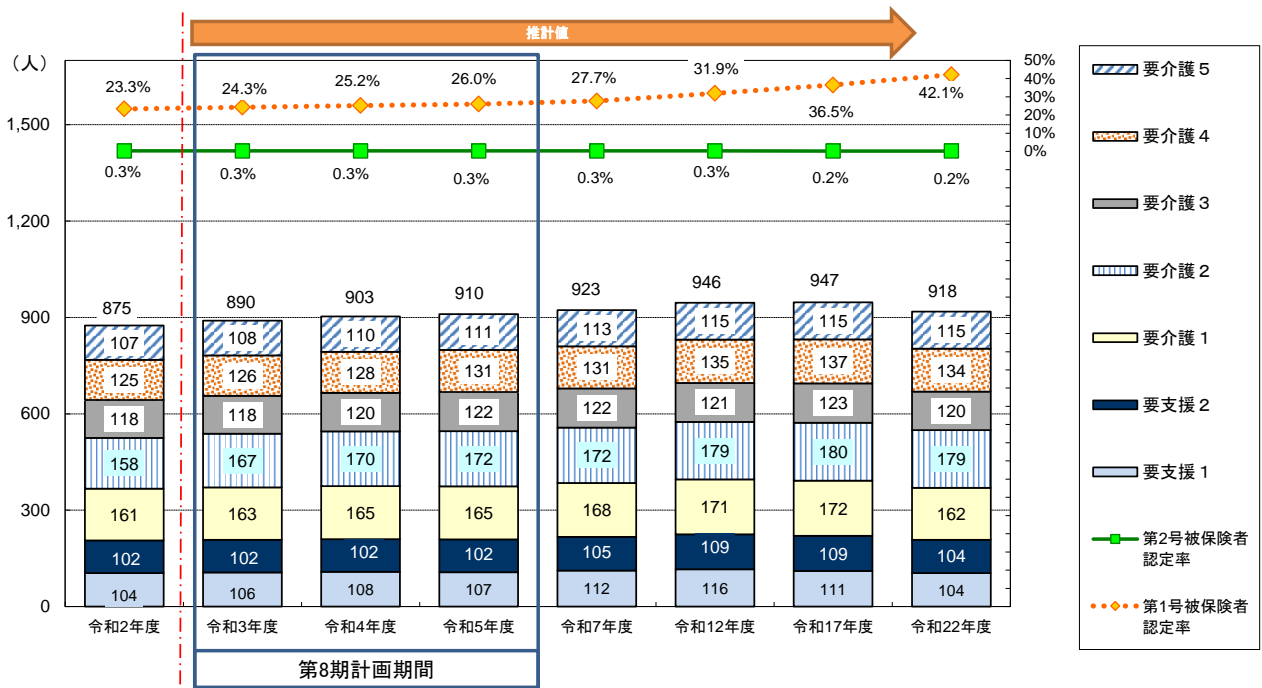
(3) 要支援・要介護認定者の推計

本町の人口推計結果及び要支援・要介護認定者の認定率（出現率）の実績などから、令和3年以降の要支援・要介護認定者数を推計しました。

推計の結果、要支援・要介護認定者数は増加傾向となり、令和5年には令和2年よりも35人増え、910人となる見込みです。

この認定者数が、介護保険サービスの利用量を見込む算定基礎となります

■ 要介護認定者の推計



資料：地域包括ケア「見える化」システム将来推計

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

計画の基本理念は、従来の計画から引き継ぎ次のとおりとします。

高齢者が安心して生きがいを持って 暮らし続けられる地域社会の実現

高齢者が増加するなか、その方が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域住民、事業者等と連携して高齢者の地域生活を支える、地域包括ケアシステムの更なる充実と多様化する高齢者のニーズを考慮しながら介護保険の運用を進めていく必要があります。

本計画では第7期計画と同様に、『高齢者が安心して生きがいを持って暮らし続けられる地域社会の実現』を基本理念に掲げ、地域における支え合い、助け合いのなかで、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らし続けることができる社会の構築を目指します。

2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、以下3つの基本目標を施策の柱として総合的に推進します。

基本目標1 介護予防・社会参加の推進

高齢者が生きがいを実感しながら、暮らし続けるためには、心身の健康が重要であり、そのためには若年期からの継続した健康の維持・増進への取り組みが重要です。

健康づくりや生涯学習などによる介護予防の取り組みを推進し、健康寿命の延伸を目指します。

高齢者が仕事や生活を経て得た経験や知識を活用して、社会的役割や生きがいを持って社会参加できるよう促します。

基本目標2 安心して暮らすための環境の充実

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025年）や令和22（2040年）を見据え、高齢者が住み慣れた地域でできる限り健康で安心して暮らし続けられるようにするため、相談体制の整備など安全な生活環境づくりを推進します。

また、地域全体で助け合う活動を促進するなど、毎日が安心して暮らせるまちづくりに努めます。

基本目標3 介護保険サービスの充実

介護が必要な状況になった高齢者が、自らの意思でサービスを選択し、可能な限り自宅や住み慣れた地域において、自立した生活を送ることができるように、介護保険の各種サービスの充実を図ります。

介護サービス基盤については、地域や高齢者のニーズ及び既存施設の実態等を踏まえ、医療との連携、介護予防サービスも踏まえた提供体制の整備を図り、地域におけるサービス基盤の充実を図ります。

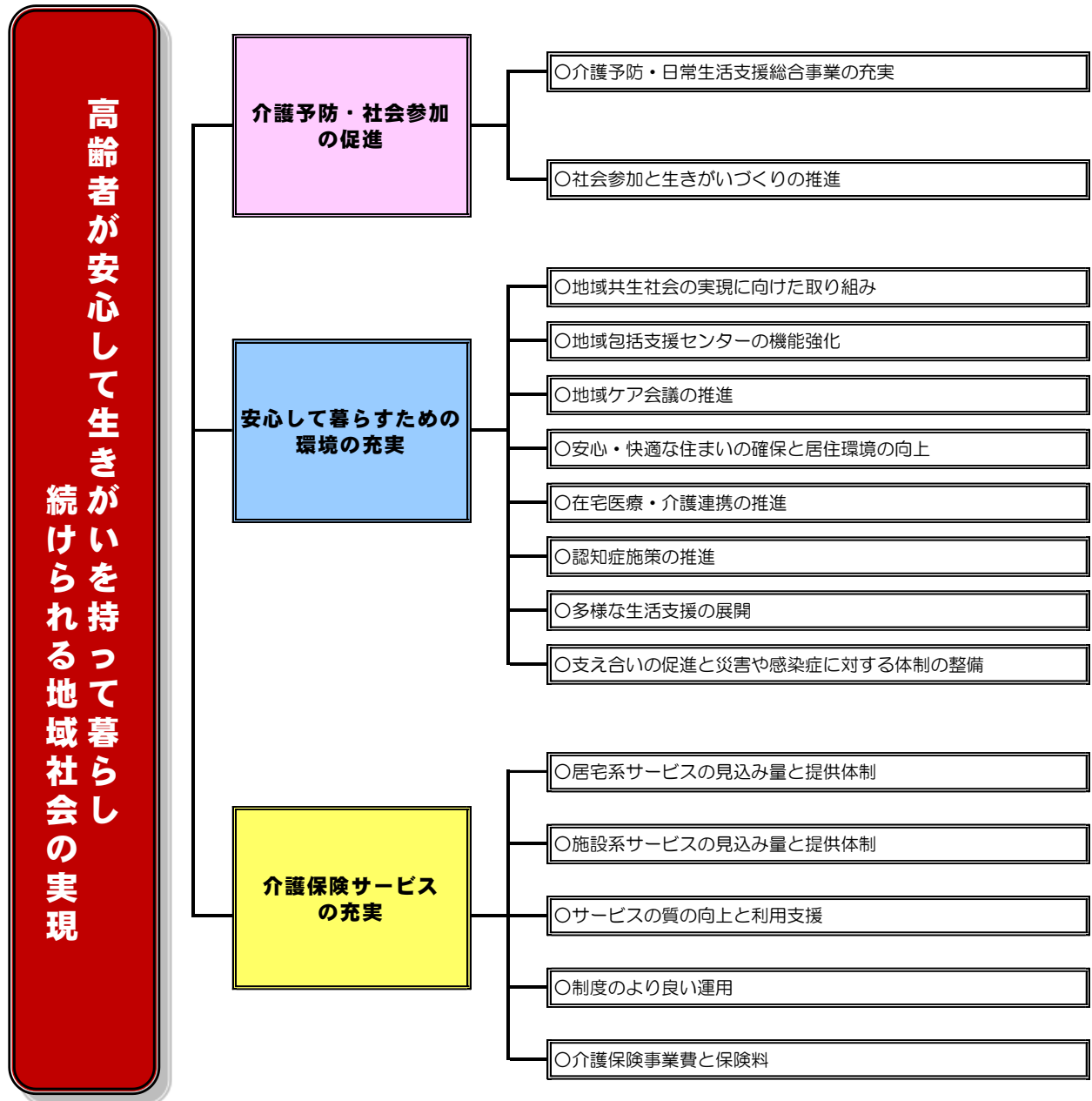
3 計画の体系

本計画の体系は以下の通りとなります。

< 基本理念 >

< 基本目標（施策の指針） >

< 施策・取り組み >



4 日常生活圏域の設定

計画では、地域包括ケア体制を深化・推進させるために地域における住まい・介護・医療・福祉の一体的提供を強化することが求められており、高齢者が住み慣れた日常生活の場（日常生活圏域）ごとにそのニーズと地域特性に合った計画づくりが必要となってきました。

本町における具体的な圏域の設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案して検討を行いました。その結果、第8期についても第7期計画と同様、日常生活圏域は町全体で1圏域が望ましいと判断しました。

これに基づき、地域密着型サービスを含むすべての介護サービス基盤に関する整備を計画します。

第4章 介護予防と社会参加の推進

心身の健康はもとより、精神的に豊かな生活を送るためには、人との交流を図り、社会的活動等に積極的に参加していくことが重要です。生きがいがあり、活動的な日々を過ごすことは、認知症や寝たきりなど、介護予防にもつながります。

高齢者が生きがいを持って生活できるよう支えるため、また、介護予防のため、就労、スポーツ活動、文化活動、交流・地域活動等の各種事業を推進し健康寿命の延伸と活力にあふれた高齢社会を目指していきます。

1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援認定を受けた高齢者及び基本チェックリスト該当者の多様なニーズに対して、地域における生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進に努めています。

また、介護予防に関する情報提供や身近な場所での普及・啓発を図ります。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントからなる事業で、事業の対象者は、①要支援認定を受けた者、②基本チェックリスト該当者（事業対象者）です。

サービス・事業等	サービス内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除や洗濯などの日常生活上の支援を提供するもので、従来の予防給付の介護予防訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなり、多様なサービスは、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を行うサービスです。
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するもので、従来の予防給付の介護予防通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなり、多様なサービスについては、(A)雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、(B)住民主体による支援、(C)保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスです。

その他の生活支援サービス	①栄養改善を目的とした配食、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供）からなるものです。
介護予防ケアマネジメント	要支援認定者で、予防給付によるサービスの利用がない場合や事業対象者については、介護予防ケアマネジメントが行われます。 また、要支援認定者で、予防給付によるサービスの利用がある場合は、地域包括支援センターが、身体状況や環境に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

※以下、令和2年度の実績値は見込み値です。

①訪問型サービス

訪問型サービスは、介護保険事業者における現行相当サービスによるサービスの提供を行います。

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	44	35	35	35	35	37
給付費（千円）	5,876	4,739	4,760	6,220	6,220	6,220

②通所型サービス

通所型サービスは介護保険事業者における現行相当サービスによるサービスの提供を行います。

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	57	66	72	71	75	77
給付費（千円）	12,900	16,728	17,880	20,340	20,800	21,300

③通所型サービスC

通所型サービスCは、保健師やリハビリテーション専門職等が行う、運動器の機能向上や栄養改善等の短期集中予防サービスです。運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防などのプログラムを取り入れて事業を行っていきます。

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延人数 (人)	13	40	42	60	60	60

④その他の生活支援サービス

地域支援事業の生活支援体制整備事業の活用などにより支援体制の充実強化を図り、地域全体で多様な担い手によるサービスが地域の実情に合わせて提供できるよう、住民を交えた検討を行います。

⑤介護予防ケアマネジメント

介護予防・生活支援サービス事業を利用する要支援認定者や事業対象者に対して、地域包括支援センターがアセスメント（課題・分析）を行いケアプランの作成をします。

本人の興味や関心、生活上の困りごとなどを把握したうえで、本人の「したい」「できるようにになりたい」と思う具体的な生活を実現できるよう支援を行います。

(2) 一般介護予防事業

65 歳以上の方々に対し、心身の状況の改善や健康寿命の延伸を目指すとともに、生活機能全体の維持・向上を通じて活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する事業です。

地域において自主的な介護予防活動が実施されるとともに、その活動に高齢者が積極的に参加をするような地域づくりを目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や自主的な介護予防のための地域活動の育成・支援を行います。

サービス・事業等	内容
介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報の活用により、閉じこもりなどの何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる事業です。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う事業です。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室 ・運動指導教室 ・巡回型健康相談 ・高齢者なんでも相談
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う事業です。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サポーター養成講座 ・地域活動組織の育成及び支援
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況の検証を行い、一般介護予防事業の評価を行う事業です。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民連営の通いの場へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業です。

①介護予防把握事業

地域の実情に応じて、関係機関との連携、民生委員等地域住民からの情報提供、本人・家族からの相談による情報等を活用して、閉じこもり等の支援を要する方を早期に把握し、住民主体の介護予防活動につなげます。

○65歳到達者健康教室

65歳に到達した方へ介護保険証の交付と介護保険制度・介護予防について説明を行うものです。周知を図り、参加者の増加を図ります。

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数(人)	179	206	180	160	160	160
参加者数(人)	71	65	40	50	55	60

②介護予防普及啓発事業

健康維持と介護予防に関する知識やセルフケア等の普及啓発のため、啓発パンフレットの発行や広報誌への関連記事の掲載を行い、介護予防意識の向上に努めます。

また、理学療法士や歯科衛生士、栄養士などによる介護予防教室等を開催し、介護予防に関連する体力増進と健康づくり、口腔機能の維持・向上、栄養改善、認知症などの正しい知識と理解の普及・啓発を図ります。

○介護予防教室（お元気教室）

運動機能・口腔機能・栄養改善・認知症予防・レクリエーション等のメニューを盛り込んだ教室です。元気高齢者の増加につながるよう支援します。

○巡回型健康相談

閉じこもり予防を目的に、外出のきっかけづくりとして、地区の集会所、災害公営住宅談話室を会場に開催しています。今後も身近な会場で開催することで多くの参加者の増加と介護予防に対する啓発を図ります。

■実績と見込み

事業名		実績値			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
お元気教室	参加延人数(人)	312	268	161	200	200	200
巡回型健康相談	参加延人数(人)	—	102	※ 56	120	120	100

※R2. 12月末現在

○高齢者なんでも相談会

高齢者の健康課題を解決し、自分らしく生活していくことを目的に、相談受付、血圧・体組成測定を実施しています。

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	12	11	4	12	12	12
相談延件数(件)	106	142	54	160	160	160

○運動指導教室

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	71	44	17	48	72	72
参加延人数(人)	900	828	270	600	840	960

③地域介護予防活動支援事業

地域での介護予防活動のリーダーとなるボランティアの育成や、地域住民が自主的に行う介護予防活動のグループに対する支援を行います。

○介護予防サポーター養成講座

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成延人数(人)	23	20	27	40	50	60

○集いの場づくり

■実績と見込み

事業名		実績値			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
お茶っこの会	開催団体 (件)	16	16	7	17	18	19
	参加延人数 (人)	3,390	3,350	500	3,500	3,600	3,700
ふれあい昼食会	開催団体 (件)	6	5	0	6	7	8
	参加延人数 (人)	154	204	0	200	210	220

④一般介護予防評価事業

各々の事業が適切かつ効率的に実施されているかどうか、その実態を把握し、総合事業全体の改善を図る事業です。

介護予防事業を効果的に実施するため、計画（過程）や事業の実施、評価など一連の流れについて、それぞれの指標に基づいて関係者で話し合い、より一層の工夫・改善を図ります。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

2 社会参加と生きがいのづくりの推進

高齢者にとって「閉じこもらずに外に出て積極的に人と交流すること」や「地域社会の中で自分の役割があること」「生きがいを持つこと」は、いつまでもいきいきと暮らしていくための重要な要素であり、心身の健康や介護予防とも密接に関連します。高齢者が自分の好きなことに取り組んだり、他者との関係性の中での役割を担って生活できるよう、活動機会や情報の提供などの環境づくりを推進します。

(1) 高齢者の生きがいと健康づくり

高齢者がいきいきと自分らしく充実した生活が送れるように、様々な趣味や特技を生かした創作活動、学習活動、世代間交流、スポーツ文化活動、ボランティア活動などを積極的に推進していきます。今後も、地域社会の中で、高齢者がさまざまな活動に参加できるよう、関係団体との連携を図りながら事業を継続していきます。

(2) 生涯学習の推進

生涯学習は、高齢者の生きがいのづくりに大きな意味を持っています。

何歳になっても学びの場に積極的に参加し、心豊かに暮らせるよう、生涯学習を推進します。

より多くの高齢者の参加につながるよう、高齢者のニーズに配慮した実施内容や開催となるよう工夫し実施していきます。

(3) 老人クラブの育成と活動支援

老人クラブ活動は、高齢者の生きがいのづくりとなる活動であるとともに、奉仕活動を通じて地域への貢献、地域とのつながりの強化に役立っており、高齢者同士の交流を促進するため、老人クラブの育成と活動支援を図ります。

今後は、老人クラブ未加入者への働きかけや、新規加入者のニーズにあった活動メニューの展開を支援し、参加の輪がさらに広がるよう、老人クラブ活動の広報などをさらに充実させるとともに、地域の仲間づくりのために、誰もが気軽に自発的に参加できる老人クラブづくりを推進します。

○老人クラブ育成事業

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数(人)	487	501	509	509	509	509
活動延回数(人)	646	279	198	200	200	200

(4) 交流促進と敬老事業

高齢者が地域ぐるみで交流することにより、高齢者への「いたわり」や「思いやり」の心の醸成や、健全育成の推進を図ること、伝統文化の継承者である高齢者を指導者とし、地域の伝統文化の伝承活動を推進することなど交流事業に取り組みます。

また、高齢者の健康と長寿を祝うため、敬老事業を実施し、町民の敬老意識の高揚を図ります。

○敬老事業

■実績と見込み

事業名		実績値			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
敬老事業	開催回数(回)	1	1	0	1	1	1
	敬老祝金支給人数(人)	247	223	280	310	291	258
満100歳到達者祝	到達者(人)	3	4	3	4	9	13

(5) 高齢者の就労支援

高齢者がこれまで培ってきた豊かな知識と経験を生かし、新たな就労に結びつけることは、高齢者にとって大きな生きがいになり、地域社会にとっても大きな力となります。

このため、高齢者の働く意欲に応じた就労の場を確保するとともに、地域活動への参加を促進しながら、高齢者の活躍の場を広げることが重要です。

本町では、高齢者の長年培ってきた能力や経験を活かせる場の提供をはじめ、収入の確保、生きがいづくりなどを目的に、「シルバー人材センター」を設置しています。

今後も、シルバー人材センターを中心とした就労支援の充実に努めます。また、団塊の世代が高齢期を迎え、高齢者の「働く意欲」は今後さらに高まることも予想されるため、高齢者の雇用促進を目的として国や公共職業安定所などが実施する、再就職促進セミナー、職業能力開発や各種助成措置等の周知を図り、高齢者の就業機会の拡大に努めます。

○シルバー人材センター運営補助

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数（人）	108	109	120	120	120	120
受託件数（件）	810	790	880	880	880	880

第5章 安心して暮らすための環境の充実

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、地域全体で高齢者を支えるため、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、「①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まい」の5つのサービスを一体化して提供していく地域づくりである、地域包括ケアシステムの充実が重要です。

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障がい者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも通じるものがあります。これまでの、高齢期におけるケアを念頭に置いたシステムから「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備を進め、地域包括ケアシステムの推進に努めます。

1 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

地域共生社会の実現のため、町民と行政が協働し、地域や個人が抱える地域生活課題を解決していけるよう、さまざまな相談を受け止める包括的な支援体制を整備することが求められています。

今後は、介護保険事業によるサービスと高齢者福祉の数々の施策を一体的、総合的に推進し、本町における地域共生社会の実現を目指すとともに、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や、地域を基盤とする保健福祉横断的な包括的支援の在り方の検討を行います。

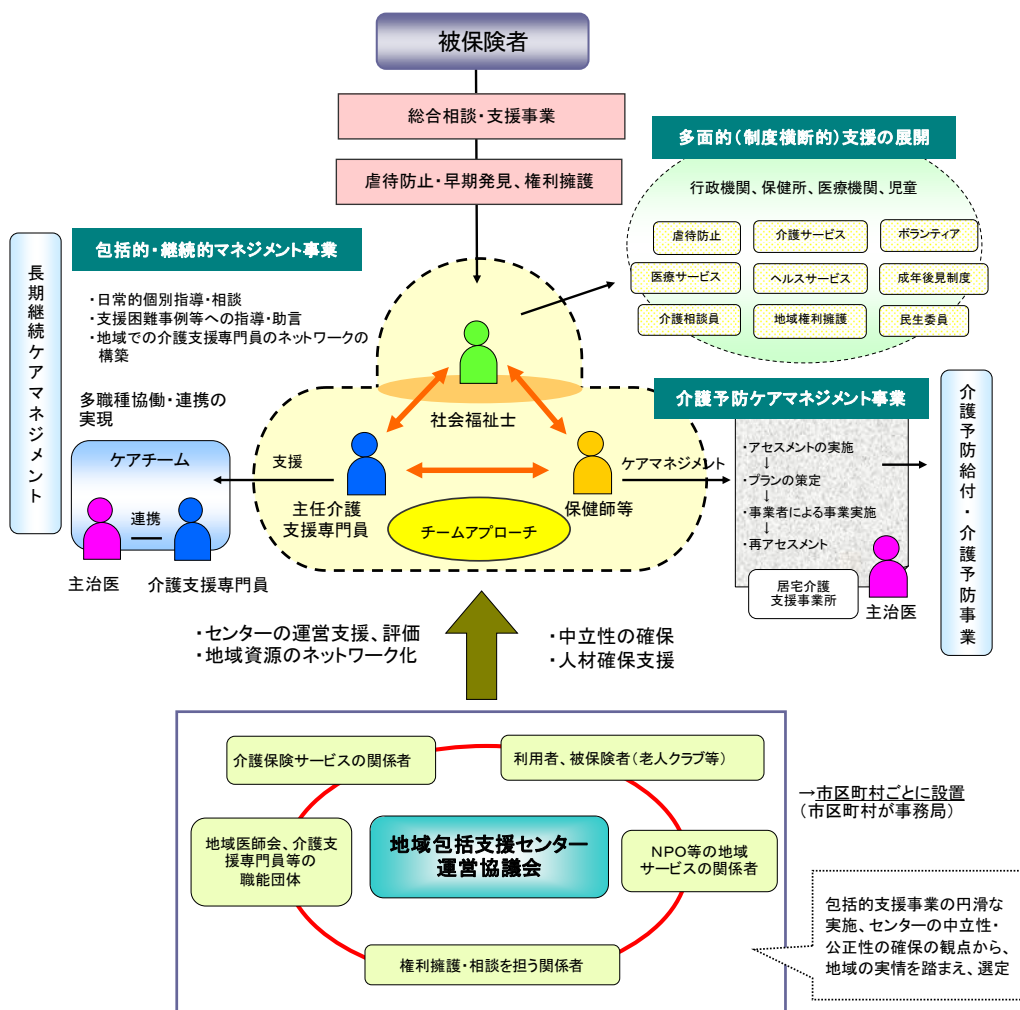
2 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域包括支援センター機能の充実

地域包括支援センターでは、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の専門職が協働し地域の高齢者やその家族等の心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関としての役割を果たしています。本町では役場内に1か所設置され、介護予防ケアプランの作成や総合相談の実施など、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な支援を行っています。

また、高齢者やその家族等が身近な地域で気軽に相談ができ、各種保健・福祉サービスを総合的、効果的に受けられるよう、地域包括支援センターの事業について評価を行い、地域包括支援センターの円滑な運営と機能強化を図っていきます。

■ 地域包括支援センターのイメージ



(2) 包括的支援事業

高齢者の相談支援や権利擁護等の高齢者ができる限り自宅や住み慣れた地域で過ごすことを支援するために、地域包括支援センターが中心となって実施しています。

①総合相談支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センターを中心に、住民の各種相談を幅広く受け付けるとともに、相談・苦情の受付についても窓口となって支援を行っています。

地域におけるさまざまな関係者とのネットワーク構築、把握に努め、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、支援方針に基づくさまざまなサービス等の利用のつなぎ機能など継続的・専門的な相談支援を行い、制度横断的、多面的な支援を展開します。

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談延件数(件)	1,642	2,040	2,000	2,000	2,050	2,100

○高齢者実態把握調査

3年に1回の間隔で、65歳以上の高齢者の健康状態や日常生活動作等の状態を調査し、要介護状態になる可能性の高い高齢者の把握をしています。

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数(人)		4,556			4,500	
回収者数(人)		4,032			3,030	

②権利擁護事業

実態把握や総合相談支援の中で、判断能力が不十分なため日常生活に困っている高齢者等に対して、安心して日常生活が送れるようにするために、専門的・継続的視点から権利擁護のために必要な支援を行います。具体的には高齢者虐待の防止、成年後見制度の普及・促進、消費者被害の防止等の取り組みを推進していきます。

・高齢者の虐待防止の取り組み

高齢者虐待は、発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、切れ目のない支援体制が必要です。

また、高齢者虐待の対応では、問題が深刻化する前に、高齢者や養護者・家族に対する支援を開始することが重要です。

そのため、地域包括支援センターでは、民生委員や町内会等の地域組織や保健医療福祉関係機関との連携体制の構築を図るとともに、地域住民への高齢者虐待防止に関する啓発普及に努め、虐待の防止、早期発見、早期対応に取り組んでいきます。

○高齢者虐待・消費者被害等の研修会

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	2	0	0	2	3	4

・成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分であり、財産管理や介護施設入所・退所についての契約、遺産分配などの法律行為等を自分で行うことが困難な方々を支援する制度です。

本町では、相談支援体制の強化、市民後見人の育成及び法人後見等の実施による支援体制の拡充を図るため、成年後見センター（中核機関）を釜石市・遠野市・大槌町の合同で設立し、各関係機関と連携して制度の利用支援を行うとともに、今後もその普及啓発に努めます。

○成年後見の利用支援

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談延件数(件)	8	8	8	5	7	9
首長申立て(件)	1	0	0	1	2	3
申立て支援(件)	1	0	0	1	2	3
成年後見センター利用者数(件)		22	20	20	25	30

③介護予防ケアマネジメント事業

事業対象者や要支援1・2の人のうち、総合事業のサービスを利用する人を対象に介護予防、生活支援の視点で適切な介護予防サービス等が利用できるよう利用者の状況を把握し、個々の状態に応じた介護予防ケアプランを作成し、効果的に介護予防を進め、高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう支援します。

④包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した長期的ケアマネジメントを実施します。

包括的・継続的ケアマネジメントの実現に向けて、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携など、地域において多職種相互の協働等による連携を強化し、個々の介護支援専門員に対する日常的個別相談・指導、支援等を行います。

(3) 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を介護する者等に対し必要な支援を行います。

①介護給付適正化事業

介護（予防）給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、本事業の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供など、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図り、介護給付等（指定事業者による介護予防・生活支援サービス事業も含む。）に要する費用の適正化を図ります。

②家族介護教室

在宅で高齢者の介護をしている家族を対象に、介護の知識と技術の習得を目的とした介護教室を開催します。

今後も、高齢者の介護を担う家族を支援するため、教室を開催していきます。

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開催回数（回）	1	1	1	1	1	1
参加延人数（人）	11	10	10	10	10	10

③在宅重度介護者等介護用品支給事業

要介護 4 以上の要介護認定者を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ等を支給し、家族の経済的負担の軽減を図ります。

介護する家族の精神的、経済的負担の軽減を図るため、今後も事業を継続していきます。

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業利用者数（人）	20	21	19	19	19	19

(4) 介護人材の確保に向けた取組の推進

少子高齢化が進む中、全国的に介護を担う人材の不足が課題となっています。

また、今後も団塊世代が75歳以上となる令和7（2025年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040年）に向けて、更なる介護人材の不足が見込まれ、人材の確保に向けた取組の重要性が高まっています。

本町でも、これまでも介護人材の確保・育成の取組を進めてきましたが、増大する介護需要に合わせ、これまでの取組を強化するほか、国や県、事業者等と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等、「確保」、「定着」、「育成」の視点から総合的な取組を検討します。

■介護人材の確保に向けた取組

確保	介護の仕事の魅力向上を図る等人材の新規参入の促進、有資格者の掘り起し等の人材の新規参入
定着	介護職に就いた人材が長く働けるよう、キャリアアップ確立の支援や働きやすい環境づくり等事業者を支援
育成	質の高い介護サービスを安定的に提供できるようにするため、各種研修支援等のスキルアップを支援

○介護資格取得に対する補助人数

	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講人数（人）	5	5	5

3 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムの構築を進めるには、「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策の形成」の5つの機能を有する地域ケア会議により、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことが重要です。

今後も、多様な関係者と協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通して、高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくとともに、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結び付けていくことで、地域包括ケアシステム構築の推進を図ります。

■地域ケア会議の機能

機能	内容
①個別課題の解決	多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能
②地域包括支援ネットワークの構築	高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能
③地域課題の発見	個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能
④地域づくり・資源開発	インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能
⑤政策の形成	地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能

○地域ケア会議の開催状況等

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別地域ケア会議 開催回数(回)	4	6	7	10	12	14
小地域ケア会議 開催回数(回)	60	55	39	60	60	60
地域ケア会議 開催回数(回)	4	1	1	2	2	2
自立支援型地域 ケア会議開催回数 (回)			4	4	4	4

4 安心・快適な住まいの確保と居住環境の向上

地域包括ケアシステムでは、生活の基盤として、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住まいが確保されていることが求められます。

加齢に伴い身体機能などが低下してくると、長年住み慣れた自分の住居であっても、それが必ずしも住みやすい生活環境であるとは言えない状況もでてきます。高齢者の住宅改修等を支援することにより利便性・安全性の向上を図るとともに、公営住宅についてはバリアフリー化を実施するなど高齢者の生活に配慮した住宅供給に努め、高齢者の居住環境の充実を図ります。また、自宅での生活が困難になっても、地域の中での生活が継続できるよう、見守りや生活相談を受けられる高齢者向けの住まい（有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等）等の確保について関係機関と連携して取り組みます。

（1）住宅改修相談支援

介護保険を利用して、家庭での手すりの取り付け等の住宅改修を行う前に、介護支援専門員と連携をとり、適切な改修を図るものです。

今後も、個々の状況に対応しながら、積極的に情報を提供するとともに、住宅改修の相談・支援を行います。

（2）福祉用具利用の促進

高齢者個々の生活環境や身体の状態に応じた福祉用具の利用は、高齢者の自立を促し、毎日の生活を快適に過ごすことが可能になります。今後も適切な福祉用具の使用方法の指導や情報提供を行い、自宅での生活支援を推進します。

（3）バリアフリー化の推進

高齢者が安心して外出できる環境は、社会参加と密接なつながりがあります。高齢者のみならず、障がい者、幼児などを含めたすべての町民が安心して快適に移動できる歩行空間の形成に向けて、段差の解消によるバリアフリー化に配慮します。また、福祉施策と連携した誰もが安心して暮らせる住まいづくりを目指します。

○要援護者高齢者等にやさしい住まいづくり事業

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

○住宅環境改善事業

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業利用者数 (人)	2	2	3	3	3	3

(4) 高齢者の多様な住まいについて

高齢者の住まいの選択肢の一つとして、施設での生活が挙げられますが、介護保険制度だけでは対応しきれない部分を、介護・医療・住宅の連携のもとにサービス付き高齢者住宅制度が設立されました。

県や近隣市町村との情報の共有や住民の利用ニーズの把握に努め、町内や圏域での整備について検討していきます。

(5) 福祉施設の確保（介護保険法定外）

①養護老人ホーム

養護老人ホームは、入所者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設です。身体的・精神的な理由や、経済的・家庭環境等の理由によって、在宅において生活することが困難な高齢者を対象に、老人福祉法に基づき入所措置を行います。

○養護老人ホーム入所措置

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数 (人)	11	9	9	10	10	10

5 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供を図る医療と介護の連携を推進します。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者を地域で支えていくには、在宅医療の提供が必要不可欠な構成要素です。在宅医療は医師に加え歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ専門職、介護職等、多職種によって提供されます。

そのため、住民に対して、本町の現状も含めて在宅医療の提供体制等について周知を図るとともに、介護サービス事業者と医療機関等との相互の連携をこれまで以上に深めていく必要があることから、地域ケア会議等を有効に機能させて総合調整に努めるとともに、情報交換の場を設けることも検討するなど、より効果的な医療・介護の連携の枠組みを検討していきます。

今後も、医療と介護を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療と介護事業所等の関係者の連携を推進していきます。

■在宅医療・介護連携の概要



■在宅医療・介護連携推進事業 8つの事業項目

- 在宅医療・介護の資源把握
- 在宅医療・介護の課題抽出と対応策の検討
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- 医療・介護関係者の情報共有の支援
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 医療・介護関係者の研修
- 地域住民への普及啓発
- 在宅介護・医療連携に関する関係市町村の連携

○在宅医療・介護連携研修会

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	0	0	0	1	1	1

(2) 医療情報ネットワークの推進

圏域の医療関係機関等で患者・利用者の情報を共有することにより、効率の良い医療、及び切れ目のない医療・介護の提供体制の構築を推進するかまいし・おおつち医療情報ネットワークを活用し、圏域の医療連携及び医療介護連携を推進する。

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
キーコード発行 件数(件)	5,062	5,777	※6,102	7,000	7,600	8,200

※R2.10月末現在

6 認知症施策の推進

認知症は誰にでも起こりうる「脳の病気」であり、「脳の機能低下により様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態」をいいます。「記憶障害」や「見当識障害」、「理解・判断力の低下」などの中核症状や、「不安・焦燥」、「うつ状態」、「幻覚・妄想」、「道に迷う」などの周辺症状という形で現れてきます。

認知症高齢者は、高齢化に伴い年々増加しており、国の推計で令和7(2025)年には、65歳以上の約5人に1人の割合に上昇する見込みとなっています。

認知症施策においては、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の意見も踏まえながら、「共生」と「予防」の施策を推進することが重要です。

本町では、国の「認知症施策推進大綱」(令和元年6月策定)に基づき、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、総合的な認知症対策を展開します。

■ 認知症施策推進大綱の5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発

(1) 普及・啓発、本人発信支援

認知症は皆にとって身近な病気であることを、普及・啓発等を通じて改めて社会全体として確認していきます。

①認知症サポーター養成講座

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かく見守り支える応援者です。

今後も積極的にサポーターの養成を推進していきます。

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ育成者数 (人)	2,083	2,246	2,386	2,550	2,700	2,800

②認知症井戸端会議

住民に対し認知症に関する現状等を伝え、声かけ訓練の必要性について理解を深めることを目的として実施します。またワークショップ形式で開催し、住民間の交流を通して日頃の見守り活動の促進を図ります。

③ご近所みんなで声かけ訓練

認知症により道に迷っている高齢者等を想定した声かけや搜索等の訓練を実施することにより、地域住民の認知症に対する理解の促進を図ります。

④認知症本人からの発信支援

これまで認知症の人は支援やサービスを受ける対象として考えられてきましたが、認知症施策推進大綱の中では、認知症の人とともに同じ社会の一員として地域を創っていくために、本人発信支援が具体的な施策として取り上げられました。

今後は、認知症本人が自らの言葉で語り、ともに自分らしく暮らし続けることのできる地域共生社会を目指す必要があります。

認知症の人が、自身の希望や必要としていること等を表現できる場づくりを進め、こうした場を通して、本人の意見を把握し、認知症本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映できるように努めます。

(2) 認知症の予防推進

認知症の発症予防に向け、広く高齢者の社会参加を促進するとともに、リスクが疑われる高齢者を中心に、認知症予防のための介護予防事業や介護サービスを通じて適切な訓練を実施することにより、認知機能の低下等の防止に取り組みます。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症を発症した際には、早期診断・早期対応を軸に、「本人主体」を基本とした医療介護等の連携により、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく、その時の容態にもっともふさわしい場所で医療・介護等が提供される循環型の仕組みを実現します。

また、認知症の人の介護者への支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善にもつながるため、家族など介護者の精神的身体的な負担の軽減や、生活と介護の両立を支援する取組を推進します。

①認知症初期集中支援チームの活用

医師や薬剤師、保健師など複数の専門職が認知症と疑われる高齢者を訪問し、相談や症状の評価、本人や家族への初期支援を集中的に行い、自立生活をサポートする「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しています。

○認知症初期集中支援チームによる支援

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被支援者数 (人)	0	1	1	3	3	3

②本人及び家族への支援

認知症の本人及び家族が安定した生活が送れるよう、早期治療や必要な生活支援や介護サービスの利用促進を図ります。

また、認知症により判断能力が低下した方への支援策として、虐待防止、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進、消費者被害防止のための取り組みを関係機関の連携のもと推進していきます。

さらに、認知症の人を介護する家族は悩みを抱え込みやすいことから、介護する家族同士が交流できる場を設けることで同じような悩みや苦勞を話し合える機会をつくり、介護する家族の支援を図ります。

○認知症カフェの開催状況

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	12	11	0	18	24	24
参加延人数(人)	196	133	0	90	120	240

③認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センターに、認知症地域支援推進員を配置しています。

認知症施策の企画・運営を行いながら、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携や支援、認知症の人とその家族への相談体制の整備と相談支援を行います。

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数(人)	2	2	2	2	2	2

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

認知症が高齢者に限らず若い世代にも発症するケースがみられ、65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といいます。

若年性認知症の人は、就労や生活費等の経済的問題が大きいことから、社会参加等の様々な分野にわたる支援を総合的に行います。

①若年性認知症への対応

普及啓発を進め、若年性認知症への一般の理解を深めるとともに、早期診断・早期対応へつなげていきます。

②安全確保のための事業

認知症高齢者が行方不明になった場合、早期発見・保護の必要があるため、地域の支援を得て早期に発見できるよう関係機関の支援体制を構築します。

○行方不明高齢者等早期発見事業

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数（人）	9	14	14	15	15	15
協力事業者数（者）	22	22	22	25	25	25

7 多様な生活支援の展開

現在、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加している中、行政が中心となり生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者を地域で支え合える地域づくりのため、生活支援サービスの体制を整備していく必要があります。

また、高齢者自身がサービスの提供者となり、社会的な役割を持つことが生きがいや介護予防にもつながります。

本町では、高齢者の安心で快適な生活を実現するために必要な生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加を図ります

(1) 生活支援コーディネーターの配置

地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、ボランティア等を担い手とした生活支援サービスの資源開発やサービス提供主体間のネットワーク構築等のコーディネート業務を行う生活支援コーディネーターを配置します。

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数(人)	1	1	1	3	3	3

(2) 生活支援基盤体制整備事業（協議体）の設置

生活支援コーディネーターと生活支援サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有、連携及び協働による資源開発等を推進することを目的としたネットワークとして生活支援基盤体制整備事業（協議体）を設置します。

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	2	0	2	4	4	4

(3) 町独自の生活支援サービス

①大槌町ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業

専用の機器を設置することにより、在宅において365日24時間、専門職（看護師等）への相談受け付けのほか、緊急時に迅速かつ適切な対応を行います。

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置台数（台）	3	2	2	5	5	5

②寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

寝具の衛生管理の困難な方に、寝具の洗濯及び乾燥、消毒等のサービスを提供しています。今後とも事業の周知を図っていきます。

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延人数（人）	0	0	2	4	6	8

③訪問理美容サービス事業

理容所及び美容院に出向くことが困難な在宅の高齢者に対して、理容師及び美容師を派遣する事業です。

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延人数（人）	22	20	20	24	24	24

④配食サービス事業

町内に居住するおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯などで、調理が困難な方に対する配食のサービスです。

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業利用者数 (人)	25	19	15	20	20	20

⑤生活管理指導短期宿泊事業

体調不良などにより、居宅での生活が一時的に困難になった高齢者が養護老人ホームへ短期入所し、生活習慣の指導・体調調整を行います。

■実績と見込み

	実績値			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(人)	3	1	1	3	3	3

8 支え合いの促進と災害・感染症対策の体制整備

地域包括ケアシステムの構築には、高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要です。そのためには、保健・医療・福祉・介護の各サービスを担う専門職相互の連携を進めるとともに、地域福祉の向上、地域住民からの協力が不可欠です。

地域における支え合いやボランティア活動などを支援し、高齢者を継続的かつ包括的に支援する地域づくりを推進するとともに、日常から、住民同士が支え合える地域の実現を目指します。

(1) 地域支え合い意識の醸成

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加が進んでいく状況においては、高齢者が互いに助け合い、地域社会全体が支え合いの意識を持つことが必要となっています。

本町では地域における高齢者の自立生活を実現するため、地域での集いの場づくりや、ひとり暮らし高齢者等の見守りなどについて地域住民が福祉の担い手として力を発揮してもらえるよう、高齢社会における支え合い意識の啓発を図り、ともに支え合える地域づくりを推進します。

(2) 高齢者のための防犯・交通安全対策

高齢者の犯罪被害や交通事故をなくすことを目指し、高齢者が被害に遭わないように自己防衛を図ることのできる情報提供や講習会等を通じて、高齢者のための防犯・交通安全対策を推進していきます。

すべての町民の生活が安心して快適であるために、警察や各種関係機関と連携を深め、総合的かつ計画的に防犯、交通安全対策の充実を図ります。

(3) 防災対策・災害時対応の充実

東日本大震災をはじめ、近年の多発する地震・風水被害を受け、高齢者の災害に対する不安や災害時支援への関心はひとときわ高まっています。本町では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の把握に努めるとともに、登録制による緊急通報体制の整備など高齢者のための防災対策を進めています。

また、地震等の大規模災害発生時には、一人暮らしの高齢者や障がい者などの避難に支援が必要な方（災害時要配慮者、要支援者）を地域全体で支えることが求められることから、避難行動要支援者名簿を整備しています。

さらに、地域住民、消防団及び自主防災組織等との連携並びに情報の共有化を図り、安否確認や避難誘導などに関して、災害発生時に迅速かつ的確に対応するための体制づくりに努めています。

今後も、支援を要する高齢者等の把握をするとともに、総合的かつ計画的な防災対策の推進、災害時対応の体制づくりに努めます。また、地域における住民の取り組みを促進し、民生委員・児童委員を中心とした見守り活動や各地区の自主防災組織による高齢者の支援の仕組みづくりを推進していきます。

(4) 感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症の流行により、「新しい生活様式」を踏まえた地域の支え合いや介護事業所等における感染防止対策、感染発症時の利用者のサービス確保、事業者間の連携支援体制等について、地域の実情に応じて検討していく必要があります。

また、その他の感染症についても、日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発や訓練の実施、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です

本町では、全国的な新型コロナウイルス感染症の大規模流行を踏まえ、「大槌町新型インフルエンザ等対策行動計画」や「大槌町地域防災計画」との調和に配慮しつつ、介護事業所等と連携して感染症対策の周知啓発を実施します。

また、介護事業所等における感染症発生時に必要な物資について、備蓄・調達・輸送体制を整備するとともに、県・町・関係団体が連携し、感染症発生時の支援・応援体制を整備します。

(5) 重層的支援体制整備事業

令和3年4月1日施行予定の社会福祉法改正案にて示された重層的支援体制整備事業について、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者の4分野の連携を図り、属性や世代を超えた課題に対して、取りこぼしのない重層的な支援（相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援）を実施できるよう、制度の垣根を超えた体制づくりに努めていきます。

第6章 介護保険サービスの充実

介護が必要な状態となった高齢者への支援の充実を図るため、必要とする人が必要とするサービスを確実に受けられるよう、近隣市町村の関係機関との連携を図りながらサービスを円滑に提供する体制を整え、サービス供給量の確保に努めます。

より地域に根ざしたサービスの提供やサービスの質の向上を促進するとともに、制度やサービスの周知、低所得者への配慮などの介護サービスの充実に努めます。

1 居宅サービス系サービスの見込み量と提供体制

(1) 居宅サービス/介護予防サービス

在宅における自立した生活ができるよう支援するのが居宅介護サービスです。要介護1から要介護5の認定者の方々を対象とした居宅サービス、要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスという区分になっています。

<居宅サービスの体系>

サービス名	概要
○訪問介護	ホームヘルパーを要介護・要支援認定者の家庭に派遣し、入浴、排泄、食事などの日常生活上の支援をするものです。
○訪問入浴介護 ○介護予防訪問入浴介護	家庭において入浴することが困難な要介護者・要支援認定者に対し、移動入浴車を派遣し、入浴の援助を行うサービスです。
○訪問看護 ○介護予防訪問看護	病状が安定期にある在宅の要介護・要支援認定者に対して、看護師等が訪問し、療養上の支援や心身機能の維持回復、又は必要な診療の補助などを行うサービスです。
○訪問リハビリテーション ○介護予防訪問 リハビリテーション	病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士、または、作業療法士が要支援者・要介護者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画のもとでリハビリテーションを行うサービスです。
○居宅療養管理指導 ○介護予防居宅療養管理指導	病院、診療所や薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が、通院困難な要介護・要支援認定者の自宅を訪問し、療養生活の質の向上を図るため、療養の管理指導を行うサービスです。

サービス名	概要
○通所介護	要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の支援、日常生活動作訓練を行うサービスです。
○通所リハビリテーション ○介護予防通所 リハビリテーション	要介護・要支援認定者が、介護老人保健施設、病院、診療所に通い、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。
○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護	要介護・要支援認定者が、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を受けるサービスです。
○短期入所療養介護 ○介護予防短期入所療養介護	要介護・要支援認定者が、老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理の下で、介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を受けるサービスです。
○福祉用具貸与 ○介護予防福祉用具貸与	要支援者・要介護者に対して、日常生活上の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。
○特定福祉用具購入費 ○特定介護予防福祉用具購入費	要支援者・要介護者が、福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具(入浴用品や排せつ用品)を購入する費用について、一定額の補助を受けることのできるサービスです。
○特定施設入居者生活介護 ○介護予防 特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームに入居している要介護・要支援認定者に対して、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練及び療養上の支援を行うサービスです。
○特定施設入居者生活介護 ○介護予防 特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームに入居している要介護・要支援認定者に対して、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練及び療養上の支援を行うサービスです。

※以下、令和2年度の実績値は見込み値です。

①訪問介護

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	回数(回)		2,108.2	2,223.3	2,164.2	2,195.4	2,249.2	2,188.6	2,282.6	2,291.2
	人数(人)		84	86	79	84	84	84	85	85

〔今後の方策〕

サービス提供事業者、供給量ともに整っており、十分なサービスが確保される見込みです。より質の高いサービスの確保に努めます。

②訪問入浴介護 / 介護予防訪問入浴介護

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	回数(回)		0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
	人数(人)		0	0	0	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護1～5)	回数(回)		71	58	57	58	58	58	58	58
	人数(人)		18	14	13	14	14	14	14	14

〔今後の方策〕

利用者の介護施設への入所や医療機関への入院などにより、第7期期間中は利用人数は減少傾向で推移しています。第8期期間中もサービス提供事業者、供給量ともに整っており、十分なサービスが確保される見込みです。より質の高いサービスの確保に努めます。

③訪問看護 / 介護予防訪問看護

■実績値と計画値

区分		年度	実績値（			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	回数 (回)		59.4	52.3	39.2	53.6	53.6	53.6	53.6	53.6
	人数 (人)		10	8	7	9	9	9	9	9
介護給付 (要介護1～5)	回数 (回)		257.5	229.0	241.7	248.9	249.8	244.9	242.7	242.7
	人数 (人)		40	41	43	41	41	40	40	40

〔今後の方策〕

自宅での療養生活を安心して送ることができるよう、また、心身機能の回復により、自立した生活が送れるよう、適切な訪問看護計画、緊急時の適切な対応等について介護サービス事業所と協力していきます。

④訪問リハビリテーション / 介護予防訪問リハビリテーション

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	回数 (回)		46.2	46.8	21.3	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6
	人数 (人)		5	4	2	4	4	4	4	4
介護給付 (要介護1～5)	回数 (回)		147.6	187.3	216.5	240.3	185.7	196.1	196.1	207.6
	人数 (人)		14	17	19	20	17	18	18	19

〔今後の方策〕

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが利用者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。利用希望者には円滑にサービス提供ができるよう努めます。

⑤ 居宅療養管理指導 / 介護予防居宅療養管理指導

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	人数 (人)		1	2	3	2	2	2	2	2
介護給付 (要介護1～5)	人数 (人)		28	26	25	27	28	29	29	29

〔今後の方策〕

医療機関との連携により、利用者のニーズに対応できるよう必要量の確保に努めていきます。

自宅において安心して療養生活を送れるよう、利用者の心身の状況や環境等を適切に把握し、サービスが提供されるよう医療機関等と協力していきます。

⑥ 通所介護

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	回数 (回)		705	750	739	759.7	748.6	761.3	750.8	752.3
	人数 (人)		74	82	85	83	82	83	82	82

〔今後の方策〕

利用ニーズの高まりを要因として利用者数が増加傾向にあります。

要介護状態の改善をめざすことで自立を支援し、介護者の過度の負担を軽減できる効果的なサービスが提供できるよう、介護サービス事業所と協力していきます。

⑦通所リハビリテーション / 介護予防通所リハビリテーション

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	人数 (人)		20	15	20	21	21	21	22	21
	回数 (回)		469.8	447.3	429.0	484.5	486.8	486.8	486.1	480.0
介護給付 (要介護1～5)	人数 (人)		59	60	64	66	66	66	66	65

〔今後の方策〕

自宅での自立した生活を送ることができるために、リハビリテーションにより要介護状態の軽減や悪化の防止が図られる効率的なサービスが提供できるように、介護サービス事業所と協力していきます。

⑧短期入所生活介護 / 介護予防短期入所生活介護

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	日数 (日)		4.8	18.7	36.0	29.0	29.0	40.6	40.6	40.6
	人数 (人)		1	3	4	5	5	7	7	7
介護給付 (要介護1～5)	日数 (日)		556.3	645.4	681.4	627.7	657.3	677.5	677.5	677.5
	人数 (人)		51	54	52	54	56	58	58	58

〔今後の方策〕

このサービスは、本来、在宅での生活を続けていくための介護サービスであることから、効率的かつ適正なサービス利用を推進します。

⑨短期入所療養介護（老健） / 介護予防短期入所療養介護（老健）

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	日数 (日)		4.4	6.2	5.5	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3
	人数 (人)		1	1	1	1	1	1	1	1
介護給付 (要介護1～5)	日数 (日)		117.1	125.5	77.6	91.3	100.0	100.0	100.0	100.0
	人数 (人)		13	13	10	12	13	13	13	13

〔今後の方策〕

短期入所生活介護と同様、このサービスは在宅での生活を続けていくための介護サービスであり、今後は適正な運用が図られるよう、施設や居宅介護支援事業所と協力していきます。

⑩福祉用具貸与 / 介護予防福祉用具貸与

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	人数 (人)		27	31	34	38	38	38	39	39
介護給付 (要介護1～5)	人数 (人)		189	208	223	238	241	244	244	244

〔今後の方策〕

利用者数は増加傾向であり、今後も引き続き、利用者の身体状況に適した福祉用具となっているかなどの現状の把握に努めます。

より高品質なサービスの提供を図るため、町内及び近隣事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

⑪特定福祉用具購入費 / 特定介護予防福祉用具購入費

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	人数 (人)		1	1	1	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護1～5)	人数 (人)		3	3	8	7	7	7	7	7

〔今後の方策〕

身体状況に合わせた、適正な福祉用具の購入がされているか検証し、適正給付に向けて事業者への情報提供、指導に努めます。

⑫住宅改修 / 介護予防住宅改修

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	人数 (人)		1	1	1	1	1	1	1	1
介護給付 (要介護1～5)	人数 (人)		3	2	1	2	2	2	2	2

〔今後の方策〕

家族・本人の意向を確認しながら、理学療法士や作業療法士からの助言をもとに必要性を判断し、介護者の負担軽減や本人の自立意識向上のため、適切な利用促進を実施します。今後とも、広報に力を入れ、サービスの周知を図ります。

⑬特定施設入居者生活介護 / 介護予防特定施設入居者生活介護

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	人数 (人)		1	1	1	1	1	1	1	1
介護給付 (要介護1～5)	人数 (人)		4	3	1	4	4	4	1	1

〔今後の方策〕

町内に事業所はなく、利用者は県内市町村の施設を利用している状況です。
サービスの利用者数の把握と適切な対応に努めます。

(2) 地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、要支援者・要介護者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、身近な地域におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。

<地域密着型サービスの体系>

サービス名	概要
○定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。
○夜間対応型訪問介護	夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間の定期巡回訪問、通報による訪問介護サービスを提供します。
○地域密着型通所介護	要介護認定者が、デイサービスセンター（利用定員：18人以下）に通い、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の支援、日常生活動作訓練を行うサービスです。
○認知症対応型通所介護 ○介護予防 認知症対応型通所介護	認知症であっても日常生活動作において自立している要支援・要介護者認定者がデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供とこれに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。
○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防 小規模多機能型居宅介護	要支援者・要介護者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。
○認知症対応型共同生活介護 ○介護予防 認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護とは、グループホームのことであり、入居している認知症要支援者・要介護者に対して提供される、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練等を行います。
○地域密着型 特定施設入居者生活介護	定員29人以下の有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練などを行うサービスです。
○地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護	定員29人以下の特別養護老人ホームで、入所者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援及び健康管理などのサービスを提供する施設です。
○看護小規模多機能型居宅介護	要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせ一体的に提供するサービスです。

※以下、令和2年度の実績値は見込み値です。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

〔今後の方策〕

現在、本町に事業所はなく、サービスの利用実績はありません。

第8期期間中におけるサービス提供は見込んでいません。

現在実施している訪問介護、訪問看護サービスで対応していき、必要に応じてサービス提供の基盤整備を検討します。

②夜間対応型訪問介護

〔今後の方策〕

現在、本町に事業所はなく、サービスの利用実績はありません。

第8期期間中におけるサービス提供は見込んでいません。

③地域密着型通所介護

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	回数 (回)		485.3	500.4	533.7	591.1	579.6	586.4	584.3	570.7
	人数 (人)		64	76	85	90	88	89	89	87

〔今後の方策〕

事業所の新規開設などによる利用ニーズの高まりを要因として利用人数が増加傾向にあります。

要介護状態の改善を目指すことで自立を支援し、介護者の負担を軽減できるサービスができるよう介護サービス事業所と協力していきます。

④認知症対応型通所介護 / 介護予防認知症対応型通所介護

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	回数 (回)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人)		0	0	0	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護1～5)	回数 (回)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人)		0	0	0	0	0	0	0	0

〔今後の方策〕

認知症の利用者の要介護状態の軽減が図られるよう、介護職員の認知症に関する専門的知識の向上や利用者保護の体制が整備されるようサービス事業者に協力を要請していきます。

認知症になる前に、防ぐことを目標として、認知症予防事業の充実に努めます。

⑤小規模多機能型居宅介護 / 介護予防小規模多機能型居宅介護

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	人数 (人)		2	2	3	3	3	3	3	3
介護給付 (要介護1～5)	人数 (人)		26	26	29	35	35	35	35	35

〔今後の方策〕

地域密着型サービスの中でも、小規模多機能型居宅介護は在宅生活を多面的に支援するサービスとして有効であるため、利用状況とニーズを踏まえながら必要に応じて今後の基盤整備を検討します。

⑥認知症対応型共同生活介護 / 介護予防認知症対応型共同生活介護

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	人数 (人)		0	0	0	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護1～5)	人数 (人)		22	22	22	25	32	42	42	42

〔今後の方策〕

認知症の利用者の要介護状態の軽減が図られるよう、介護職員の専門的知識の向上や利用者保護の体制が整備されるよう介護サービス事業所と協力していきます。

増加するニーズへの対応として、施設整備を推進していきます。

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

〔今後の方策〕

本町に事業所はなく、サービス利用実績はありませんが、居宅サービスの区分において、同じ内容のサービスは提供されています。

第8期計画では、地域密着型でのサービス提供は見込んでいませんが、今後、状況に応じて整備を検討します。

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

〔今後の方策〕

本町に事業所はなく、サービス利用実績はありません。

第8期計画では、利用は見込んでいませんが、今後、状況に応じて整備を検討します。

⑨看護小規模多機能型居宅介護

〔今後の方策〕

現在、本町に事業所はなく、サービス利用実績はありません。

居宅サービス等に代替サービスがあることや事業者の参入見込みがないことなどから、第8期計画においてはサービス基盤の整備は計画していません。

(3) 居宅介護支援

居宅介護支援は、要介護者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、介護支援専門員が、利用する居宅サービス等の種類、内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

サービス名	概要
○居宅介護支援 ○介護予防支援	要介護・要支援認定者が、介護（予防）サービスを利用できるよう、利用するサービスの種類及び内容を定めた計画を作成するものです。 また、サービス利用にあたって、サービス提供事業者との連絡調整や要介護者が介護保険施設へ入所を要する場合、施設の紹介も行います。 要介護認定者が対象の居宅介護支援は、介護支援専門員が行い、要支援認定者が対象の介護予防支援は、地域包括支援センターの担当職員が行います。

①居宅介護支援／介護予防支援

■実績値と計画値

区分		年度		実績値			計画値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度	
予防給付 (要支援1・2)	人数 (人)	50	54	60	61	63	63	65	72	
介護給付 (要介護1～5)	人数 (人)	300	326	335	344	363	373	383	373	

〔今後の方策〕

要介護者本人や家族の意向が組み入れられたケアプランが作成されているかなど、ケアプランの妥当性を評価するとともに、介護支援専門員の資質の向上を図ります。

また、利用者の自立支援に向けたケアプランの作成ができるよう、介護支援専門員の支援に努めます。

2 施設系サービスの見込み量と提供体制

(1) 施設サービス

施設介護サービスは、在宅での生活が困難な要介護認定者の方に、施設において生活支援を行うものです。

<施設サービスの体系>

サービス名	概要
○介護老人福祉施設	常時介護を必要とし、自宅における生活が困難な要介護者が入所する施設です。 入所する要介護認定者に対し、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行います。
○介護老人保健施設	病院の入院治療を終え、病状の回復期、安定期にあり、医療ケアが必要で、自宅での療養が困難な要介護者を対象とした施設です。 家庭に復帰することを目的として、機能訓練や介護、看護を行います。
○介護医療院	今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設です。
○介護療養型医療施設 【令和5年度末までの経過措置】	治療だけでなく長期にわたる介護が必要な高齢者等が入院する施設です。 介護療養型医療施設に入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の機能訓練や必要な医療を行います。 なお、国では介護療養型医療施設廃止の経過措置を令和5年度末まで延長しています。

※以下、令和2年度の実績値は見込み値です。

①介護老人福祉施設

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	人数 (人)		95	100	98	100	100	100	107	110

〔今後の方策〕

入所基準を適切に運用し、居宅では介護が困難な重度の方を優先して入所させ、待機者に対しては居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせることにより、居宅での生活を支援する体制づくりを進めます。

②介護老人保健施設

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	人数 (人)		93	89	91	95	95	99	99	99

〔今後の方策〕

入所者が在宅復帰を目指し、尊厳を保ってこころ豊かな暮らしができるような生活環境を提供するよう、施設事業者と連携していきます。

利用希望者の把握を行いながら、利用希望者がサービス利用できるよう情報提供に努めます。

③介護医療院

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	人数 (人)		0	0	0	0	0	0	1	1

【今後の方策】

介護療養型医療施設の廃止による転換先として創設された施設です。

今後の状況を踏まえながら、必要に応じてサービス基盤の整備を検討していきます。

④介護療養型医療施設

■実績値と計画値

区分		年度	実績値			計画値				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	人数 (人)		1	1	1	1	1	1		

【今後の方策】

入所者が尊厳を保ってこころ豊かな暮らしができるような生活環境を提供するよう、施設事業者と連携していきます。

施設サービスに対する必要な指導及び監査を県と連携しながら実施します。

3 サービスの質の向上と利用支援

(1) サービスの質の向上

介護保険サービスについては、質の向上が非常に重要です。そのためには、介護・福祉・看護等の専門的知識と経験を有する人材が重要であることから、介護支援専門員の育成・指導などに取り組みます。

また、事業者に対する情報の公表を義務づけるものとして介護サービス情報の公表制度も設けられています。この制度のもと、利用者への情報提供を推進することにより、利用者が適切なサービスを選択できるよう努めます。

さらに、利用者へ提供される情報内容の充実を図るため、事業者自らによるサービス自己評価を促進し、事業者及びサービスに関する客観的な基準に基づいた評価情報の提供を図ります。それらの情報を基にした利用者のサービス選択が、事業者の運営改善にも反映されることにより、サービスの質的向上への還元効果が期待できます。

(2) 制度及びサービスの周知

介護保険サービスを必要とする高齢者やその家族に、制度の概要やサービスの内容や介護保険料などの必要な情報などがわかりやすく伝わるよう、広報誌やパンフレット等の配布を活用した周知に努めます。

また、民生委員・児童委員などによる啓発活動、各種会合や研修会などのさまざまな機会を捉えて、介護保険制度や町の福祉サービスも含めたサービス全般の周知を図ります。

(3) 苦情への対応

利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。

県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとの連携を強化し、苦情に対する相談・支援体制の充実を図ります。

(4) 事業者との連携

利用者が望むサービス提供を実現するため、事業者と情報を共有し、また、事業者相互の情報交換や連携を促進します。高齢者やその家族に対する各種サービスを効果的・効率的に提供するため、高齢者の人権やプライバシーに配慮しながら、各事業者と連携して、事業者間の調整を図ります。

(5) 近隣市町村との連携

介護保険サービスは、市町村の枠を越えて利用されています。サービス基盤の充実やサービスの向上については、近隣市町村との情報交換や調整が重要となることから、今後もより一層の広域的な連携を図っていきます。

4 制度のより良い運用

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことを公的に支える仕組みである、介護保険事業の運営の安定化を図ります。

本町では、介護給付等費用適正化事業として、第8期計画期間においても、主要5事業の継続実施を計画しています。

(1) 介護給付等費用適正化

「不適切な給付の削減」「必要なサービスの提供による維持改善」「介護保険制度の信頼感を高める」ことを目的とし、介護給付適正化事業を実施します。

○要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

要介護・要支援における認定調査について事後点検を実施します。

○ケアプラン点検

介護サービスの質の向上のため、ケアプランについて、確認を実施します。確認の結果、必要と判断される場合には、事業者等への指導を行います。

○住宅改修等の点検、福祉用具の購入・貸与の調査

住宅改修や福祉用具に係る支給の必要性和妥当性をより正確に判断するため、書類審査に加え実地調査等を実施します。

○縦覧点検・医療情報との突合

国民健康保険団体連合会から提供される情報を活用し、請求情報の縦覧点検や介護と医療情報の縦覧点検や介護と医療情報との突合による請求実績の確認を行い、給付の適正化につなげていきます。

○介護給付費通知

介護サービス利用者に対し、介護給付費の額、利用したサービスの内容等を通知することにより、不正請求の防止、利用者自身へのコスト意識の啓発等を促進します。

5 介護保険事業費と保険料

(1) 介護サービス総給付費の見込み

○介護予防サービス（予防給付）

①予防給付費の見込み

(単位：千円)

	第8期計画期間			令和7年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	2,800	2,801	2,801	2,801	2,801
介護予防訪問リハビリテーション	1,458	1,459	1,459	1,459	1,459
介護予防居宅療養管理指導	249	250	250	250	250
介護予防通所リハビリテーション	8,326	8,330	8,330	8,409	8,100
介護予防短期入所生活介護	2,293	2,295	3,213	3,213	3,213
介護予防短期入所療養介護（老健）	624	625	625	625	625
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,686	2,686	2,686	2,756	2,757
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	840	840	840	840	840
介護予防特定施設入居者生活介護	1,280	1,281	1,281	1,281	1,281
2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,113	2,114	2,114	2,114	2,114
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
3) 介護予防支援	3,307	3,417	3,417	3,526	3,902
①予防給付費計	25,976	26,098	27,016	27,274	27,342

※各サービスの見込額は、千円未満の数値が有効になっているので、表示されている合計と合わない場合があります。以降の表も同じ。

②介護給付費の見込み

(単位：千円)

	第8期計画期間			令和7年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1) 居宅サービス					
訪問介護	84,519	86,624	84,310	87,939	88,263
訪問入浴介護	9,125	9,130	9,130	9,130	9,130
訪問看護	16,062	16,091	15,696	15,811	15,811
訪問リハビリテーション	6,422	6,767	6,767	7,175	7,175
居宅療養管理指導	2,683	2,754	2,849	2,849	2,849
通所介護	79,682	78,410	79,940	78,697	78,893
通所リハビリテーション	55,296	55,939	55,939	55,748	55,173
短期入所生活介護	62,393	65,549	67,114	67,114	67,114
短期入所療養介護（老健）	11,404	12,498	12,498	12,498	12,498
短期入所療養介護（病院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	40,078	40,746	41,302	41,302	41,302
特定福祉用具購入費	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
住宅改修	959	959	959	959	959
特定施設入居者生活介護	11,650	11,656	11,656	2,754	2,754
2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	55,015	53,820	54,485	54,381	53,052
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	86,223	86,271	86,271	86,271	86,271
認知症対応型共同生活介護	85,166	108,251	141,984	141,984	141,984
地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
3) 居宅介護支援	58,963	62,416	64,225	66,035	64,225
4) 介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	349,188	350,317	351,158	372,856	383,496
介護老人保健施設	327,713	329,210	343,889	342,733	343,172
介護医療院	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	4,696	4,699	4,699		
②介護給付費計	1,350,357	1,385,227	1,437,991	1,449,356	1,457,241
総給付費（①+②）	1,376,333	1,411,325	1,465,007	1,476,630	1,484,583

③標準給付費

(単位：円)

	第8期計画期間			令和7年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護サービス総給付費	1,376,333,000	1,411,325,000	1,465,007,000	1,476,630,000	1,484,583,000
その他の保険給付費用					
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	60,352,248	55,956,527	56,323,748	57,466,536	57,205,972
高額介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	11,544,502	11,569,345	11,646,559	11,878,203	11,813,857
高額医療合算介護 サービス費等給付額	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,279,244	1,272,314
審査支払手数料	1,185,870	1,276,275	1,284,825	1,310,325	1,303,275
★ 標準給付費	1,450,915,620	1,481,627,147	1,535,762,132	1,548,564,308	1,556,178,418

■特定入所者介護サービス費

居住費・滞在費及び食費について、所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については、介護保険からの補足的給付を行うものです。居住費・滞在費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るものです。

■高額介護サービス費

介護保険サービスの利用にかかる利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給するものです。

■高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。

■審査支払手数料

介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

⑤地域支援事業費

(単位：円)

	第8期計画期間			令和7年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護予防・日常生活支援総合事業費	35,659,000	36,419,000	37,219,000	37,219,000	35,059,000
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	26,600,000	27,300,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	5,952,000	6,452,000	6,952,000	7,452,000	7,452,000
地域支援事業費計	68,211,000	70,171,000	72,171,000	72,671,000	70,511,000

⑥総事業費

(単位：円)

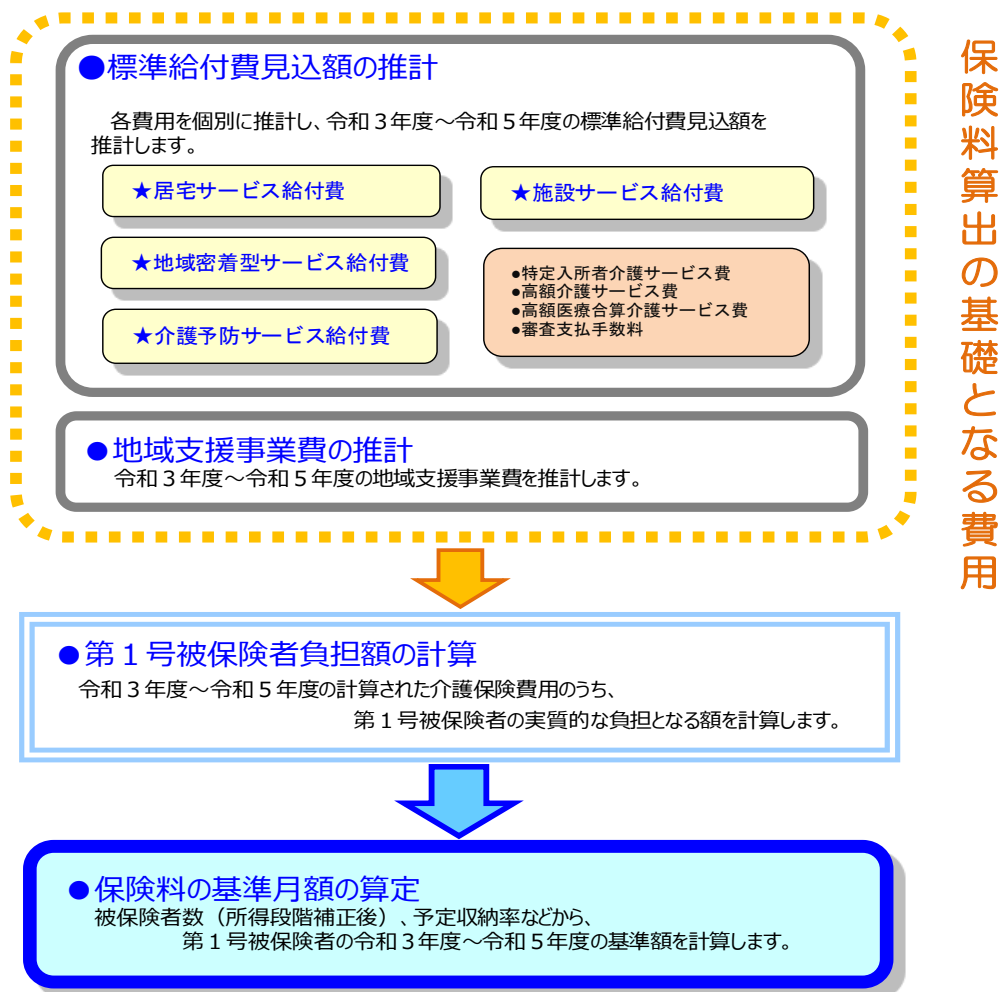
	第8期計画期間			令和7年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
標準給付費見込額	1,450,915,620	1,481,627,147	1,535,762,132	1,548,564,308	1,556,178,418
地域支援事業費	68,211,000	70,171,000	72,171,000	72,671,000	70,511,000
総事業費	1,519,126,620	1,551,798,147	1,607,933,132	1,621,235,308	1,626,689,418

(2) 介護保険料の算出の流れと保険料負担割合

①介護保険料の算出の流れ

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、おおむね以下のようになります。

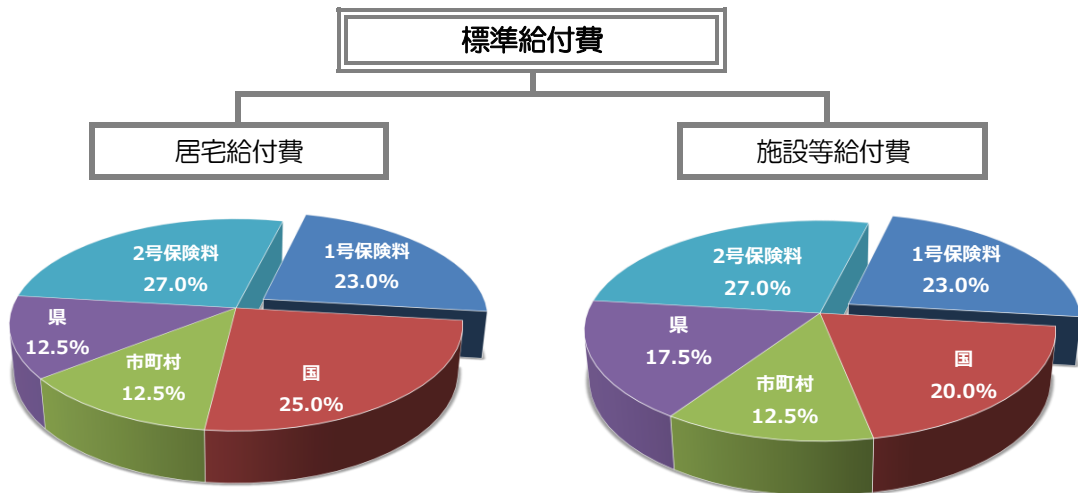
■介護保険料の算出フロー



②第1号被保険者の負担割合

介護給付費の負担は、公費 50%、保険料 50%が基本です。第1号被保険者の保険料は、図に示すように、総給付額の 23%の負担となります。その他の負担割合は、施設等給付費については、第2号被保険者が 27%、国が 20%、県が 17.5%、市町村が 12.5%、居宅給付費については、第2号被保険者が 27%、国が 25%、県が 12.5%、市町村が 12.5%となります。

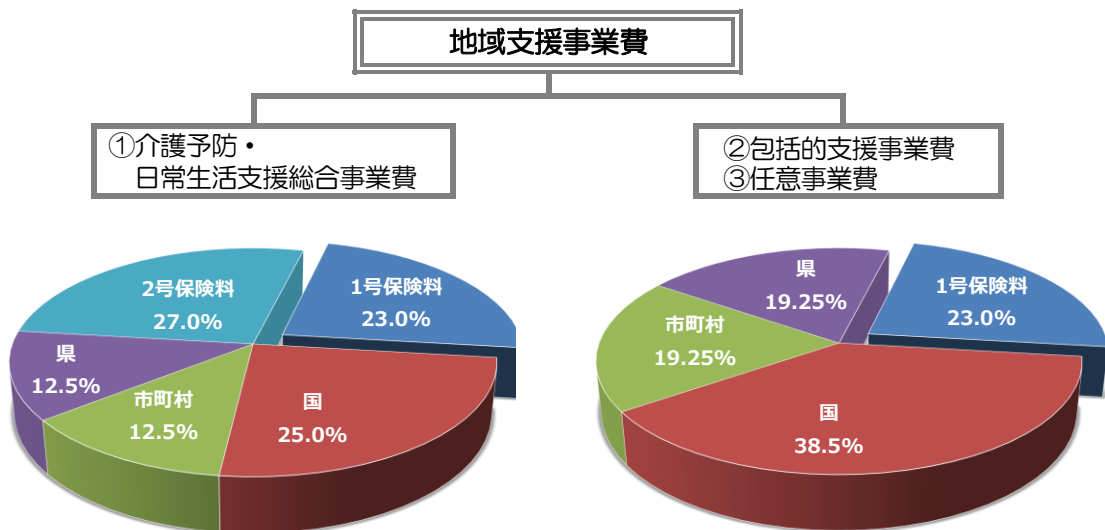
●標準給付費の負担割合



※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。

※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

●地域支援事業費の負担割合



(3) 保険料の算定

第8期計画期間(令和3年度～令和5年度)、本町におけるサービス給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

■保険料の算定

(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 (A)	1,450,915,620	1,481,627,147	1,535,762,132	4,468,304,899
地域支援事業費 (B)	68,211,000	70,171,000	72,171,000	210,553,000
第1号被保険者負担分相当額 (C)【(A+B)×第1号被保険者負担割合 23%】	349,399,123	356,913,574	369,824,620	1,076,137,317
調整交付金相当額 (D)	74,328,731	75,902,307	78,649,057	228,880,095
調整交付金見込額 (E)	105,993,000	106,263,000	108,536,000	320,792,000
介護給付費準備基金取崩額 (F)				96,800,000
財政安定化基金取崩額 (G)				0
財政安定化基金償還金 (H)				0
保険料収納必要額 (I)【C+D-E-F-G+H】				882,425,412
(J) 予定保険料収納率	99.0%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (K) (第1号被保険者数)	4,037	3,997	3,946	11,980
保険料基準額(年額) (L)【I÷J÷K】				74,400
保険料基準額(月額) (M)【L÷12】				6,200円

試算の結果、保険料基準月額 **6,200円**と算出されました。なお、算出にあたっては、被保険者の所得等に応じた保険料段階は9段階に設定したほか、介護給付費準備基金9,680万円を取り崩して第1号被保険者負担分を調整しました。

令和3年度から令和5年度における、本町の各保険料段階の保険料額等については次のとおりです。

■保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段 階	(対 象 者)	基準額に 対する割合	年 額	(参考) 月 額
第1段階	○世帯全員が市町村民税非課税かつ 生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人の公的年金等収入＋合計所得金額 80万円以下の者	0.30 (0.50)	22,300円 (37,200円)	1,858円 (3,100円)
第2段階	○世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人の公的年金等収入＋合計所得金額 80万円を超え120万円以下の者	0.50 (0.75)	37,200円 (55,800円)	3,100円 (4,650円)
第3段階	○世帯全員が市町村民税非課税かつ 第1段階、第2段階対象者以外の者	0.70 (0.75)	52,000円 (55,800円)	4,333円 (4,650円)
第4段階	○本人が市町村民税非課税（世帯に課税者有） かつ本人の公的年金等収入＋合計所得金額 80万円以下の者	0.90	66,900円	5,575円
第5段階 (基準)	○本人が市町村民税非課税（世帯に課税者有） かつ第4段階対象者以外の者	1.00	74,400円	6,200円
第6段階	○市町村民税課税かつ 合計所得金額120万円未満の者	1.20	89,200円	7,433円
第7段階	○市町村民税課税かつ 合計所得金額210万円未満の者	1.30	96,700円	8,058円
第8段階	○市町村民税課税かつ 合計所得金額320万円未満の者	1.50	111,600円	9,300円
第9段階	○市町村民税課税かつ 合計所得金額320万円以上の者	1.70	126,400円	10,533円

※100円未満切り捨て。

※第1段階～第3段階の（ ）内の数値は、公費投入による負担軽減（低所得者保険料軽減負担）前の金額です。実際に賦課される金額ではありません。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制の整備

(1) 計画の調和と情報提供

令和3年度からの計画の推進にあたり、町民に計画の内容を理解していただくことが重要であることから、広報紙やホームページへの掲載などを通じて計画内容の周知を図ります。さらに、町の介護保険事業や地域支援事業、福祉事業における具体的なサービス内容についても、利用者、提供者の双方に的確な情報提供を図ります。

(2) 関係機関との連携による施策の推進

本町では、庁内関係各課、保健医療・福祉・介護の関係者等との連携を図るとともに、町民の理解や協力を得ながら、地域包括ケアシステムの実現に向けた事業・施策の総合的な推進を図ります。

2 計画の進行管理

計画の点検・評価

計画期間中、担当課が中心となり、庁内各課の連絡調整を図りながら事業・施策の着実な実施に努めます。

本計画は、具体的な事業を計画する期間は令和3年度から令和5年度までの3か年の計画ですが、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据えた中長期的な計画という性格も有しています。そのため、本計画の最終年度となる令和5年度には、第8期計画期間の評価だけではなく、中長期的な視点も踏まえて計画の見直しを図り、新たな3か年計画を策定する必要があります。

計画の見直しにあたっては、令和5年度における目標値をはじめ、計画期間におけるサービスの計画値と利用実績、アンケート調査結果など、具体的な指標をできる限り活用した評価に努め、その結果を第9期計画に反映させます。

資 料

1 大槌町介護保険事業運営協議会運営要領

大槌町介護保険運営協議会運営要領（平成12年大槌町告示第70号）

（目的）

第1 この要領は、大槌町介護保険条例（平成12年大槌町条例第4号）の大槌町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（役員）

第2 協議会に次の役員を置く。

（1）会長 1名

（2）副会長 1名

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し会議の議長となり、会務を総理する。

4 副会長は、会長に事故あるときはこれを代理する。

（会議）

第3 協議会は、必要に応じて町長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見聴取）

第4 協議会は、審議のため必要があるときは、被保険者等の出席を求め、意見を聴取することができる。

（傍聴の取扱い）

第5 会議の傍聴については、次に定めるところにより傍聴を許可する。

（1）議事に対し公然と可否等を表現しないこと。

（2）会議の妨害となるような言動をしないこと。

（3）傍聴席において、写真等の撮影や録音をしてはならない。

2 傍聴者が前項の規定に違反し、そのために会議の進行が妨害されるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命じることができる。

3 前項に基づき、会長は事務局員にその命令を執行させることができる。

4 会長は委員にはかり、その過半数が必要と認めるときは、全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、長寿課において処理する。

(会議録の調製)

第7 議長は、会議のてん末を記録させ、会議の都度、議長の指名による署名委員2名に署名させなければならない。

(補則)

第8 この要領の実施に関し必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日告示第23号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月11日告示第108号)

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

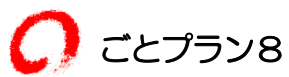
附 則 (平成31年4月1日告示第79号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

2 大槌町介護保険事業運営協議会委員名簿

大槌町介護保険事業運営協議会委員名簿 兼			
大槌町地域密着型サービス運営委員会委員名簿			
委嘱期間：平成30年9月1日から令和3年8月31日まで			
(順不同・敬称略)			
No.	氏名	委嘱基準	所属
1	道又 衛	医師会代表	釜石医師会 理事
2	徳田 信也	公益代表	社会福祉法人 大槌町社会福祉協議会 会長
3	小松 元	歯科医師会代表	釜石歯科医師会 常務理事
4	芳賀 新	指定居宅介護支援事業者代表	社会福祉法人 堤福社会 ゆーらっぴ居宅介護支援事業所 管理者
5	千葉 万知子	指定居宅介護サービス事業者代表	社会福祉法人 大槌町社会福祉協議会 業務課長
6	山崎 元	指定介護保険施設事業者代表	社会福祉法人 介護老人保健施設 ケアプラザおおつち 施設長
7	近藤 欣彌	公益代表	大槌町民生児童委員協議会 会長
8	小林 敏子	公益代表	大槌町老人クラブ連合会 副会長
9	佐藤 邦明	被保険者代表	第1号被保険者
10	箱山 タイ子	被保険者代表	第1号被保険者
11	古舘 育子	被保険者代表	第1号被保険者
12	浪板 圭子	被保険者代表	第2号被保険者

～ 大槌町老人福祉計画・介護保険事業計画 ～



(令和3年度～令和5年度)

発行日 令和3年3月

発行者 大槌町 健康福祉課

住 所 〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号

TEL 0193-42-8161